

瀬戸市障害福祉計画（第6期）
瀬戸市障害児福祉計画（第2期）

令和3年3月

瀬戸市

目次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
(1) 計画の根拠法	4
(2) 関連計画	4
3 計画の期間	5
4 計画策定に関する基本指針の改正ポイント	6
(1) 地域における生活の維持及び継続の推進	6
(2) 福祉施設から一般就労への移行等	6
(3) 「地域共生社会」の実現に向けた取組	6
(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	6
(5) 発達障害者等支援の一層の充実	6
(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備	6
(7) 相談支援体制の充実・強化等	7
(8) 障害者の社会参加を支える取組	7
(9) 障害福祉サービス等の質の向上	7
(10) 障害福祉人材の確保	7
5 障害福祉に関する制度・施策の変遷	8
第2章 障害者を取り巻く現状	
1 市の現況	11
(1) 人口の推移	11
2 障害者の現状	12
(1) 身体障害者の状況	12
(2) 知的障害者の状況	13
(3) 精神障害者の状況	14
3 雇用・就労の状況	15
(1) 民間企業の雇用状況	15
(2) 公共職業安定所の登録等の状況	16
4 前期計画事業評価の結果	17
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	17
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	17
(3) 地域生活支援拠点等の整備	18
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	19
(5) 障害児支援の提供体制の確保	20
(6) 障害福祉サービスの見込量	21
(7) 障害児支援の見込量	24
(8) 地域生活支援事業の見込量	25
5 アンケート結果等からみた瀬戸市の現状と課題	27

第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	33
2 障害福祉サービス等の基本的視点と確保策の基本的な考え方	34
3 サービスの体系	35
第4章 障害福祉計画の施策展開	
1 令和5年度における成果目標	39
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	39
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	40
(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実	42
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	42
(5) 相談支援体制の充実・強化等	44
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	45
2 障害福祉サービスの見込量と確保策	46
(1) 訪問系サービスの見込量と確保策	46
(2) 日中活動系サービスの見込量と確保策	47
(3) 居住系サービスの見込量と確保策	49
(4) 相談支援の見込量と確保策	50
3 地域生活支援事業の見込量と確保策	52
(1) 必須事業の見込量と確保策	52
(2) 任意事業の見込量と確保策	54
第5章 障害児福祉計画の施策展開	
1 令和5年度における成果目標	59
(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築	59
(2) 子ども・子育て支援	61
(3) 発達障害児等への支援	61
2 障害児支援の見込量と確保策	62
(1) 障害児支援の見込量と確保策	62
第6章 計画の推進	
1 計画の推進体制	67
資料編	
1 アンケート調査結果	71
(1) 調査の種類と実施方法	71
(2) 調査票の配布と回収状況	71
(3) 障害者施策に関するアンケート結果	72
(4) 障害児施策に関するアンケート結果	87
2 瀬戸市障害者地域自立支援協議会	97
3 計画策定経過	99

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国の障害保健福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を目的として、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

平成15年4月から施行された「支援費制度」によって、サービスの在り方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や利用者本位の考え方を明確にしました。続いて、平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」により精神障害者も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しを行いました。

その後、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を図るための検討が行われ、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とするとともに、障害者の定義に難病を追加する内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月から施行されました。また、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用及び障害児支援の拡充等を内容とする「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、平成30年4月に施行されました。

本市では、平成30年3月に障害者基本法に基づく「瀬戸市障害者計画（第6期）」、障害者総合支援法に基づく「瀬戸市障害福祉計画（第5期）」、及び児童福祉法に基づく「瀬戸市障害児福祉計画（第1期）」から成る「瀬戸市障害者福祉基本計画（第6次）」を策定し、障害者施策を総合的に推進してきました。

瀬戸市障害福祉計画（第5期）及び瀬戸市障害児福祉計画（第1期）は、令和2年度までを計画期間としており、この度計画期間の満了を迎えることから、新たに瀬戸市障害福祉計画（第6期）・瀬戸市障害児福祉計画（第2期）を策定します。

障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の中で自分らしく安心して生活できるよう、社会環境の変化や国の制度改正、障害者を取り巻く環境の変化、並びにアンケート結果等に基づく障害者や障害児の課題やニーズ等を踏まえて計画を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠法

本計画は、障害者総合支援法で定める「障害福祉計画」、児童福祉法で定める「障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。

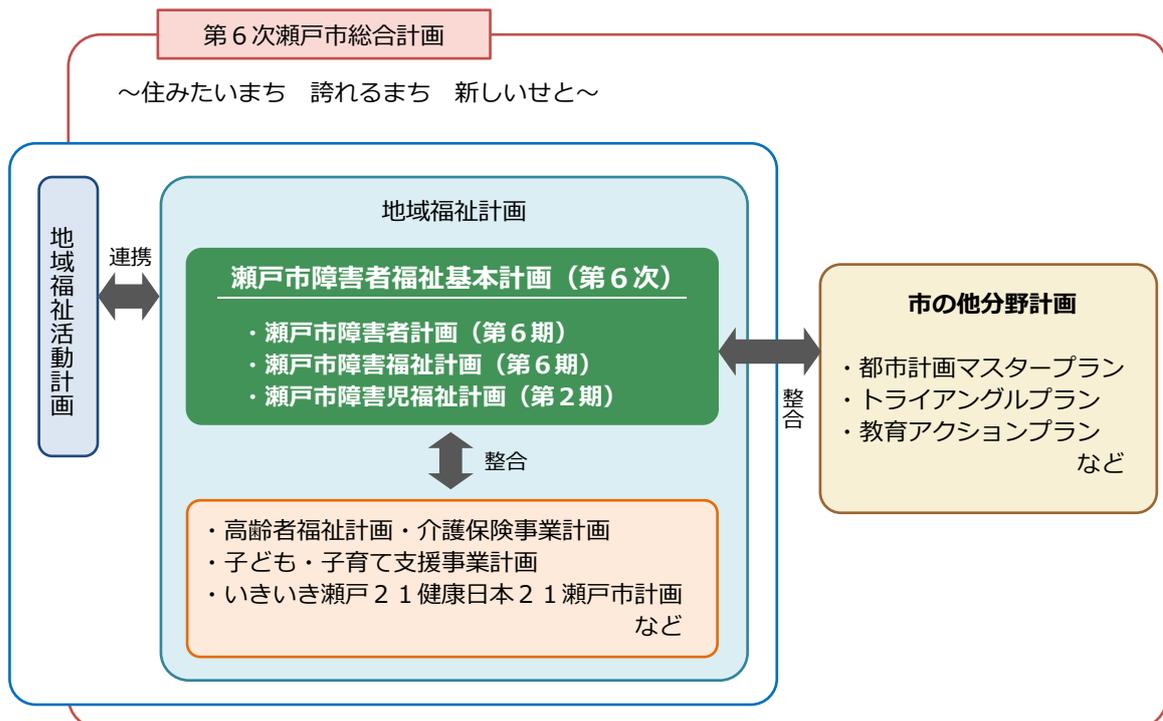
■ 計画の根拠法

項目	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
性格	障害福祉サービス、地域生活支援事業の見込量と提供体制を確保するための計画	児童福祉法に基づくサービスの見込量と提供体制を確保するための計画
計画期間	3年	3年
備考	策定義務(平成18年～)	策定義務(平成30年～)

(2) 関連計画

本計画は、「第6次瀬戸市総合計画」、「瀬戸市地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、本市における障害者施策や障害福祉サービス、障害児支援の拡充の方向性を定めるものです。また、高齢福祉分野や子育て分野等、他の関連個別計画との整合性を保つ計画とします。

■ 関連計画



3 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度までの3年間を計画期間としています。社会情勢や市民ニーズの変化に応じ、計画期間内でも必要に応じて改訂することがあります。

■ 計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
瀬戸市障害福祉計画（第5期） （平成30年度～令和2年度）			瀬戸市障害福祉計画（第6期） （令和3年度～令和5年度）		
瀬戸市障害児福祉計画（第1期） （平成30年度～令和2年度）			瀬戸市障害児福祉計画（第2期） （令和3年度～令和5年度）		
瀬戸市障害者計画（第6期） （平成30年度～令和5年度）					

4 計画策定に関する基本指針の改正ポイント

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

日中サービス支援型共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、重度化・高齢化した障害者を含め地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続できる体制を確保することが必要です。

また、成果目標として、「施設入所者の地域生活への移行」及び「地域生活支援拠点等における機能の充実」についての目標値を設定します。

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層推進させるとともに、就労定着支援事業の利用促進を図り、安心して働き続けられる環境整備を進める必要があります。

また、成果目標として、「福祉施設から一般就労への移行等」についての目標値を設定します。

(3) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、「相談支援」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括的な支援体制の構築に取り組むことが必要です。

(4) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進することが必要です。加えて、アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策を推進する必要があります。

また、成果目標として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」についての目標値を設定します。

(5) 発達障害者等支援の一層の充実

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等の家族等に対する支援の充実を図る必要があります。また、発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが必要です。

(6) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

児童発達支援センターの地域支援機能を強化することにより障害児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。また、障害児入所支援に関して、ケア単位の小規模化を推進しつつ地域に開かれたものとするとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることが必要

です。さらに、障害児通所支援の実施にあたり、学校の空き教室の活用等の実施形態の検討や、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保等を行う必要があります。

また、成果目標として、「障害児支援の提供体制の整備等」についての目標値を設定します。

（7）相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制について各地域において検証・評価を行い、各種機関のさらなる強化・充実に向けた検討を行う必要があります。

また、成果目標として、「相談支援体制の充実・強化等」についての目標値を設定します。

（8）障害者の社会参加を支える取組

障害者の社会参加を促進するため、多様なニーズを踏まえ、障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図ることが必要です。

（9）障害福祉サービス等の質の向上

多様化している障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や、適正なサービス提供が行えているかどうかの情報収集等の取組を行う必要があります。

また、成果目標として、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」の目標値を設定します。

（10）障害福祉人材の確保

障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進等に関係者が協力して取り組むことが必要です。

5 障害福祉に関する制度・施策の変遷

年度	国の主な流れ	内容
平成15年度	支援費制度の導入	従来の措置制度から転換し、障害のある方の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
平成18年度	障害者自立支援法施行	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行	教育基本法に障害のある方について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
平成19年度	障害者権利条約署名	障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。
平成23年度	障害者基本法改正・施行	目的規定や障害者の定義等が見直される。
平成24年度	改正児童福祉法施行	障害児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行	利用者負担の見直し、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行	障害者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
平成25年度	障害者優先調達推進法施行	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障害者の範囲の拡大等が規定される。
平成26年度	障害者権利条約批准	障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じることになる。
平成28年度	改正障害者雇用促進法施行	差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定される。
	障害者差別解消法施行	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
	成年後見制度の利用の促進に関する法律施行	成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが規定される。
	改正発達障害者支援法施行	国及び地方公共団体の責務として、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体の連携のもとに必要な相談体制の整備を行うこと等が規定される。
平成30年度	第4次障害者基本計画	平成30年度～令和4年度までの5年間を計画期間とする。
	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。
	改正バリアフリー法施行	高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めることが国民の責務として規定される。
令和元年度	改正障害者雇用促進法施行	短時間で働けば働くことができる障害者を雇用する事業主に対する「特例給付金」の支給等が規定される。
令和2年度	改正バリアフリー法施行	公共交通事業者等の施設設置管理者における取組の強化等が規定される。

第2章

障害者を取り巻く現状

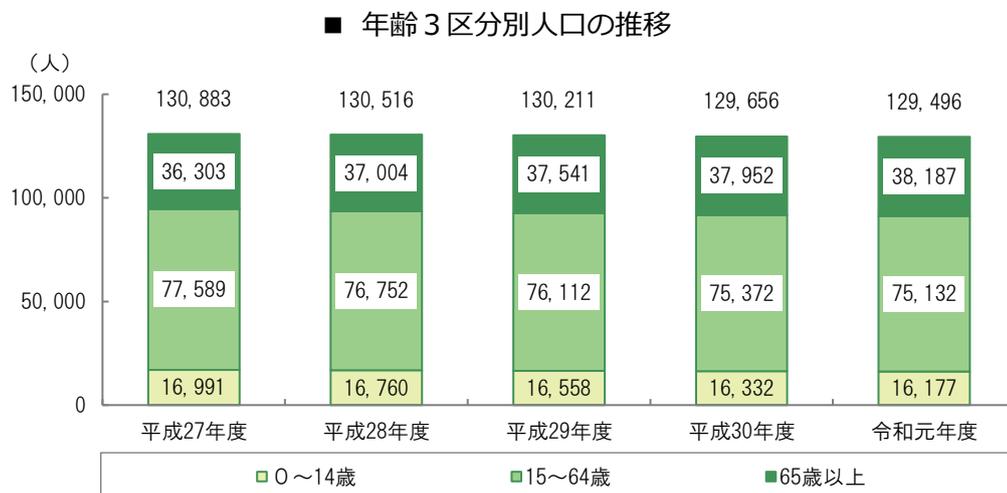
第2章 障害者を取り巻く現状

1 市の現況

(1) 人口の推移

① 年齢3区分別人口

令和元年度の総人口は129,496人で、平成27年度から1,387人減となっています。年齢3区分別人口をみると、0～14歳が16,177人、15～64歳が75,132人、65歳以上が38,187人となっています。65歳以上が増加傾向にある一方で、0～14歳及び15～64歳では減少傾向がみられます。



資料：瀬戸市統計書(令和2年刊)(各年10月1日時点)

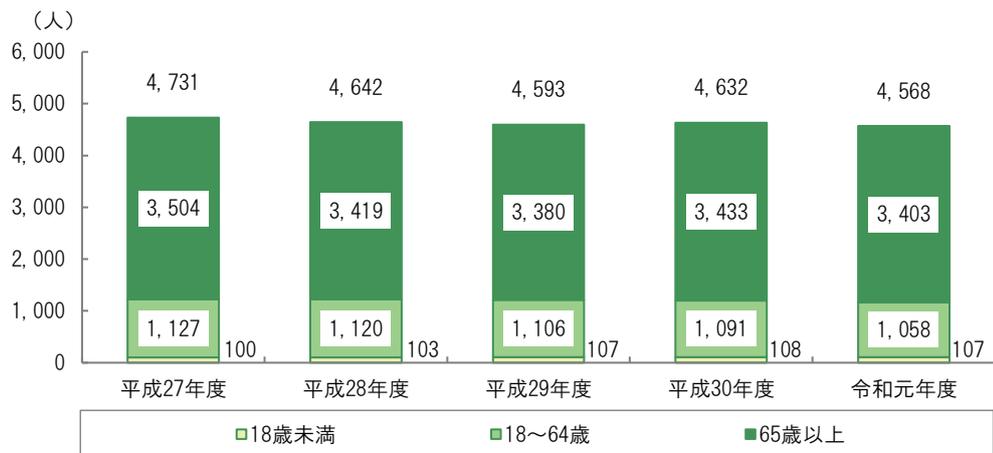
2 障害者の現状

(1) 身体障害者の状況

① 身体障害者手帳所持者数

令和元年度の身体障害者手帳所持者は4,568人となり、平成27年度から163人減となっています。年齢別でみると、18歳未満が107人、18～64歳が1,058人、65歳以上が3,403人となっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移

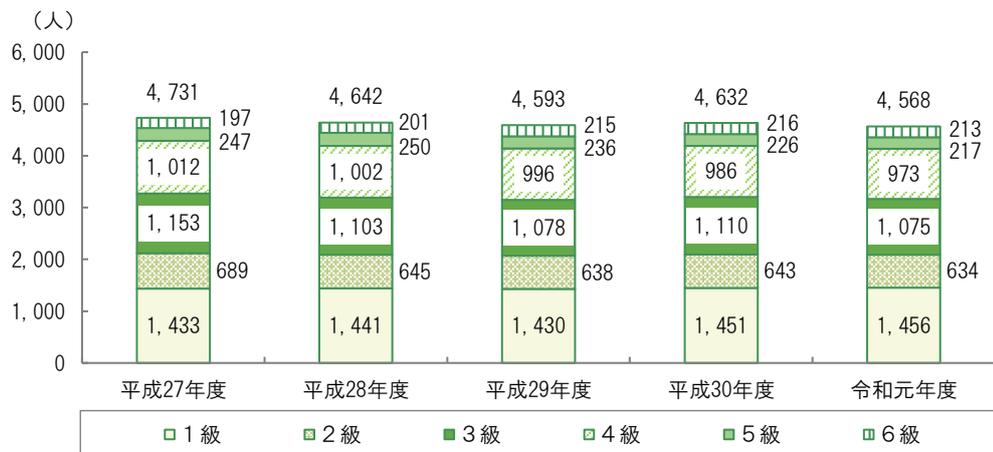


資料：瀬戸市(各年度3月31日現在)

② 等級別身体障害者手帳所持者数

令和元年度の等級別身体障害者手帳所持者は、1級が1,456人、2級が634人、3級が1,075人、4級が973人、5級が217人、6級が213人となっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

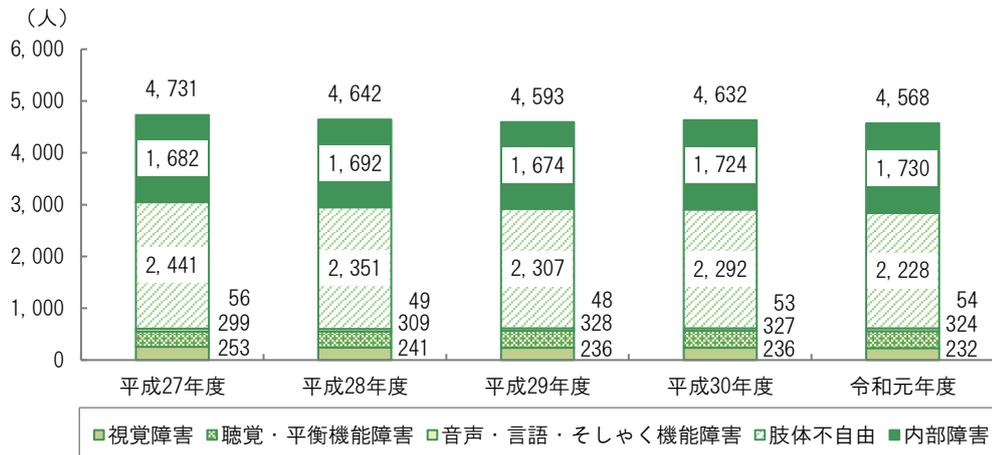


資料：瀬戸市(各年度3月31日現在)

③ 種類別身体障害者手帳所持者数

令和元年度の種類別身体障害者手帳所持者は、視覚障害が232人、聴覚・平衡機能障害が324人、音声・言語・そしゃく機能障害が54人、肢体不自由が2,228人、内部障害が1,730人となっています。

■ 種類別身体障害者手帳所持者数の推移



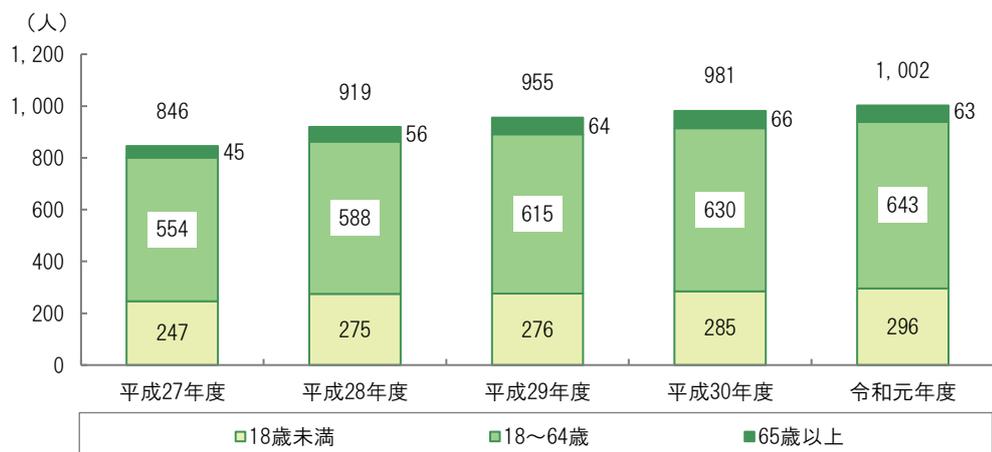
資料：瀬戸市(各年度3月31日現在)

(2) 知的障害者の状況

① 療育手帳所持者数

令和元年度の療育手帳所持者は1,002人で、平成27年度から156人増となっています。年齢別でみると、18歳未満が296人、18～64歳が643人、65歳以上が63人となっています。

■ 療育手帳所持者数の推移

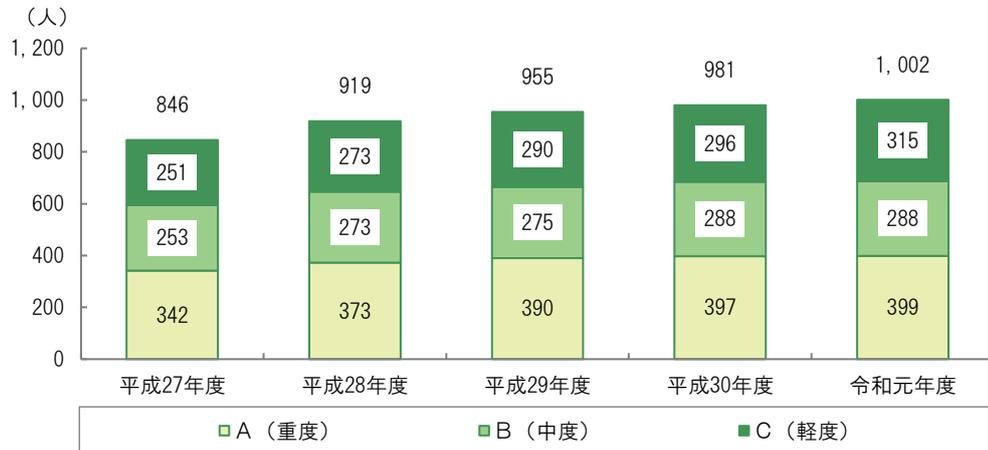


資料：瀬戸市(各年度3月31日現在)

② 等級別療育手帳所持者数

令和元年度の等級別療育手帳所持者は、A（重度）が399人、B（中度）が288人、C（軽度）が315人となっています。

■ 等級別療育手帳所持者数の推移



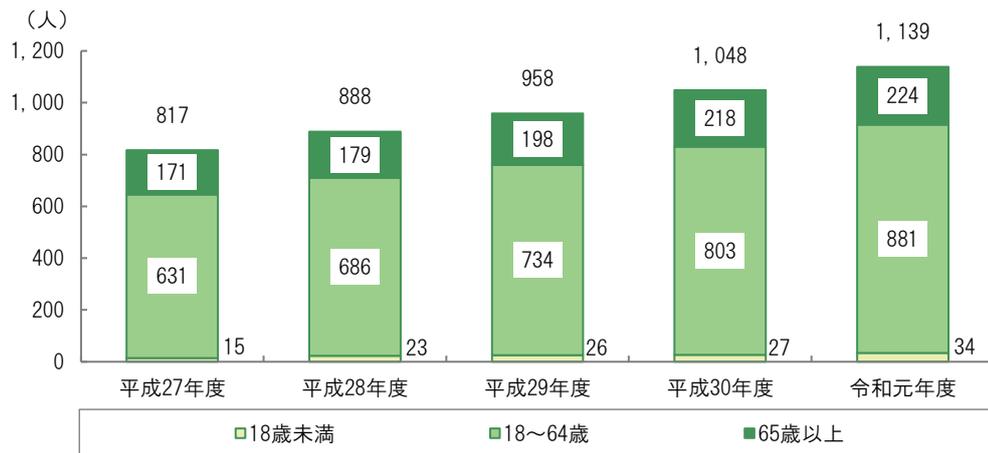
資料：瀬戸市（各年度3月31日現在）

（3）精神障害者の状況

① 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和元年度の精神障害者保健福祉手帳所持者は1,139人で、平成27年度から322人増となっています。年齢別でみると、18歳未満が34人、18～64歳が881人、65歳以上が224人となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

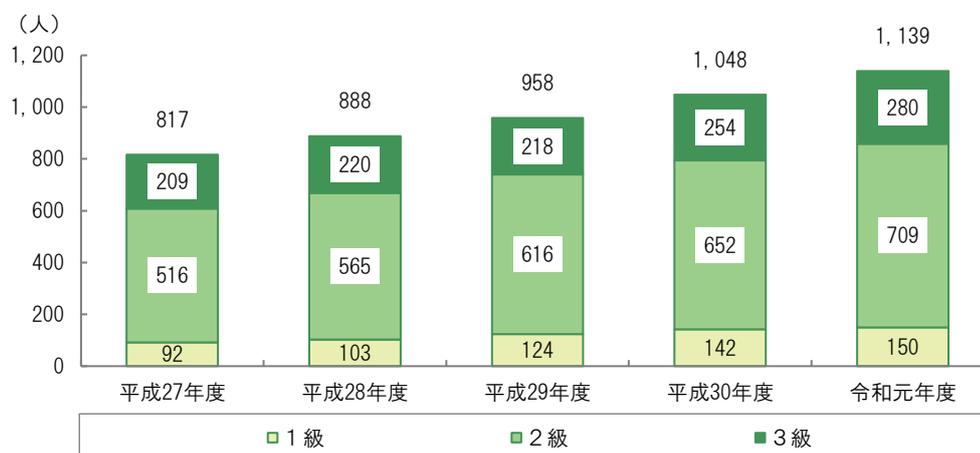


資料：瀬戸市（各年度3月31日現在）

② 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和元年度の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者は、1級が150人、2級が709人、3級が280人となっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：瀬戸市（各年度3月31日現在）

3 雇用・就労の状況

(1) 民間企業の雇用状況

民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用促進等に関する法律」に基づき、一般の民間企業は2.3%、特殊法人や国及び地方公共団体は2.6%の障害者の雇用が義務づけられています。瀬戸公共職業安定所管内の令和2年6月現在の雇用障害者数は370人、実雇用率は2.03%です。管内の障害者の法定雇用率達成企業は、対象企業の58.1%です。

■ 障害者雇用の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
企業数(社)	94	100	106
うち法定雇用率達成企業数(社)	58	58	61
法定雇用率達成企業の割合(%)	61.7	58.0	58.1
基礎労働者数(人)	16,715.5	17,288.5	18,231.5
うち障害者数(人)	333.5	336.5	370
実雇用率(%)	2.00	1.95	2.03

資料：瀬戸公共職業安定所（各年度6月1日現在）

※対象企業は瀬戸公共職業安定所管内（瀬戸市、尾張旭市）に本社があり、常用労働者を50人以上雇用している企業。

※重度障害者は2人、重度障害者である短時間労働者（週20時間以上30時間未満）は1人、精神障害者である短時間労働者は0.5人とカウント。平成23年度から身体障害者及び知的障害者である短時間労働者も0.5人とカウント。

(2) 公共職業安定所の登録等の状況

公共職業安定所は、就職を希望する障害者等について、求職の登録を行い、技能、適性、就職希望に基づき就職あっせんを行います。瀬戸公共職業安定所管内の登録等の状況は以下のとおりです。

■ 瀬戸公共職業安定所に登録している障害者の状況

区分	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	
新規求職申込者数(人)	89	43	170	62	41	127	40	45	85	
就職件数(人)	49	30	100	31	13	76	22	12	47	
新規登録者数(人)	47	19	82	31	23	65	19	31	39	
登録者	有効求職者(人)	243	84	315	290	113	389	309	142	410
	就職中の者(人)	330	392	325	331	382	333	334	383	338
	保留中の者(人)	100	61	11	99	60	10	98	60	10

資料：瀬戸公共職業安定所（登録者は平成30年度・令和元年度は3月31日現在、令和2年度は令和2年10月31日現在）

■ 瀬戸公共職業安定所に登録している障害者の状況

区分	障害別	登録者数							
		登録者数		有効求職者数		就職中		保留中	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
第一種登録者	視覚	43	2.1	14	1.7	24	2.2	5	3.0
	聴覚・言語等	92	4.4	27	3.2	57	5.3	8	4.7
	上肢	125	6.0	45	5.4	61	5.7	19	11.2
	下肢	173	8.3	81	9.7	66	6.2	26	15.4
	体幹	72	3.5	30	3.6	32	3.0	10	5.9
	脳病変	16	0.8	4	0.5	7	0.7	5	3.0
	内部疾患	187	9.0	81	9.7	78	7.3	28	16.6
	その他	2	0.1	2	0.2	0	0.0	0	0.0
	小計	710	34.2	284	33.9	325	30.4	101	59.8
第二種登録者	知的障害	550	26.5	108	12.9	385	36.0	57	33.7
	精神疾患	725	34.9	386	46.1	328	30.7	11	6.5
	その他	90	4.3	59	7.0	31	2.9	0	0.0
	小計	1,365	65.8	553	66.1	744	69.6	68	40.2
合計	2,075	100.0	837	100.0	1,069	100.0	169	100.0	

資料：瀬戸公共職業安定所（令和2年3月31日現在）

4 前期計画事業評価の結果

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	内容			
目標値・目標設定	①令和2年度末における地域生活移行者数を平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上とします。(7人以上) ②令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減します。(65人以下)			
関連指標	単位:利用者実人数/月			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
	施設入所支援	71	73	72
	地域生活移行者	0	0	(未定)
	共同生活援助	100	106	103
取組内容	瀬戸市障害者地域自立支援協議会が中心となり、市内各事業所間の連携を行い、本人や家族の意思を確認しながら、地域移行支援を行いました。			
目標値の達成状況	目標値	平成28年度 (基準年)	令和2年度 (見込)	
	①令和2年度末における地域移行者数が7人以上	/		0人 (令和元年度実績)
	②令和2年度末の施設入所者数が65人以下	67人	72人 (令和2年9月末時点)	
目標値の評価	目標値①②について、未達成となりました。 理由として、目標値①については、愛知県が福祉施設入所者に対して実施した地域生活移行の調査によると、本市においてグループホーム等への地域移行の希望者は一定数いるものの、家族の意向や地域における福祉サービスの提供体制では受入れが難しい状況であること等により、実際に地域移行することが困難となっていることが考えられます。 目標値②について、施設入所支援は、支援者の高齢化等により在宅で支援を受けることができなくなった障害者が施設へ入所するケースも確認される等、入所を希望しても順番待ちになるほどニーズが高い状態にあり、入所者数の増加という結果になったと考えられます。			

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	内容			
目標値・目標設定	令和2年度末までに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための瀬戸市障害者地域自立支援協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。			
関連指標	単位:精神障害者利用実人数/月			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
	地域移行支援	1	1	0

	就労継続支援A型	70	63	58
	就労継続支援B型	35	39	38
	共同生活援助	13	17	18
取組内容	<p>精神障害者の日中活動における支援としては、精神障害者を対象とするグループホームが新たに設立されるなど、一定数確保されています。長期入院患者への退院支援は、地域移行支援の福祉サービスによらない移行も含めて瀬戸市障がい者相談支援センターが中心となり行っています。また、瀬戸保健所が主体の地域移行ネットワーク会議において作成したパンフレットを活用し、地域移行支援の普及啓発を図りました。</p>			
目標値の達成状況	目標値		実績	
	<p>令和2年度末までに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための瀬戸市障害者地域自立支援協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。</p>		設置済み	
目標値の評価	<p>瀬戸市障害者地域自立支援協議会の精神部会を活用し、市内の精神科医療機関、精神障害を対象としている福祉サービス事業所、訪問看護事業所、当事者、当事者の家族及び保健所による協議の場を設置しました。</p>			

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	内容		
目標値・目標設定	<p>障害者等の地域での生活を支援する拠点(地域生活支援拠点)等を令和2年度末までに市独自で1つ整備することを目標とし、整備にあたっては、利用対象となる障害者等の実態や意向を踏まえ、拠点整備とするか面的整備とするか等の検討を進めます。(必要な機能:相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)</p>		
取組内容	<p>瀬戸市障害者地域自立支援協議会において、拠点に必要な5つの機能の体制づくりを一度に進めるのではなく、部分的に進めることとし、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「相談」について重点的に協議を行いました。</p>		
目標値の達成状況	目標値		実績
	<p>障害者等の地域での生活を支援する拠点(地域生活支援拠点)等を令和2年度末までに市独自で1つ整備することを目標とし、整備にあたっては、利用対象となる障害者等の実態や意向を踏まえ、拠点整備とするか面的整備とするか等の検討を進めます。</p>		<p>整備状況:未整備 ※整備予定 整備か所数:1か所 整備形態:面的整備</p>
目標値の評価	<p>検討を進めましたが、拠点の整備までは至りませんでした。 課題としては、「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」について、事業継続の経営面や防火設備等のハード面で常時受入先(空室)をどのように確保するのか、また「相談」については、基幹相談支援が設置されていない本市において24時間コーディネート可能な体制の構築をどのように行うのか、等が挙げられています。</p>		

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	内容			
目標値・目標設定	①令和2年度中の一般就労移行者数を平成28年度の一般就労移行実績の1.5倍以上とします。(19人以上) ②令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上とします。(34人以上) ③令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数を全体の5割以上とします。(1か所以上) ④就労定着支援事業開始から1年後の職場定着率を8割以上とします。			
関連指標	単位:利用者実人数/月			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
	就労移行支援	56	49	50
	就労継続支援A型	131	114	100
	就労継続支援B型	169	174	156
	自立訓練(機能訓練)	3	4	2
自立訓練(生活訓練)	10	12	14	
取組内容	利用者に一般就労の意欲があれば、福祉施設は支援を行っています。福祉サービスによらない就労も予想されますが、利用者の能力に合った就労に結び付くようなサポートができるよう、愛知労働局との雇用対策協定を利用しながら、障害者向けの就職説明会や障害者雇用を促進する企業側の説明会を行いました。			
目標値の達成状況		平成28年度 (基準年)	令和2年度 (見込)	
	①令和2年度中の一般就労移行者数を平成28年度の一般就労移行実績の1.5倍以上とします。(19人以上)	12人	17人 (令和元年度実績)	
	②令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数の2割以上とします。(34人以上)	28人	50人	
	③令和2年度における就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所数を全体の5割以上とします。(1か所以上)	/		全体の事業所数:1 3割以上の事業所数:1 (令和元年度実績)
④就労定着支援事業開始から1年後の職場定着率を8割以上とします。	/		7割以上8割未満	
目標値の評価	目標値②③は達成、目標値①④は未達成となりました。 未達成の理由として、①については、通い慣れた福祉施設を生活の場として捉えている方が多く、一般就労を目指して福祉施設を利用する場合は限られていることが考えられます。 また、④については、サービスの利用者数が少なく、利用者一人ひとりの定着状況に左右されやすいことが理由と考えられます。			

(5) 障害児支援の提供体制の確保

項目	内容			
目標値・目標設定	①児童発達支援センターの設置：本市では設置済みのため、その機能・組織強化を図ります。 ②保育所等訪問支援の利用体制の構築：本市では既に保育所等訪問支援が実施されており、その内容充実をめめます。 ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：市単独での設置を前提として、関係機関と調整を図ります。 ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：市単独での設置を前提として、関係機関と調整を図ります。			
関連指標	単位：利用者実人数/月			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)
	児童発達支援	68	74	73
	放課後等デイサービス	226	251	249
	障害児相談支援	17	19	28
取組内容	平成31年4月に県立の特別支援学校が設立され、放課後等デイサービスのニーズは高くなり、事業所数も増加しました。事業所に対しては、勉強会や研修会を行い、質の担保を図りました。瀬戸市障がい者相談支援センターの児童の窓口を別に設けたことやこども未来部会において学校関係者を構成員としたことにより、事業所、行政機関、その他関係機関等との一層の連携強化を進めました。また、医療的ケア児を支援する家族を対象とした意見交換会(書面開催)の開催や障害児保育に関するアンケートを実施し、課題の整理に努めました。			
目標値の達成状況		平成28年度 (基準年)	令和2年度 (見込)	
	①児童発達支援センターの設置	設置済	設置済	
	②保育所等訪問支援の利用体制の構築	構築済	構築済	
	③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	市単独での設置を前提として、関係機関と調整を図ります。	児童発達支援:2事業所 放課後等デイサービス:5事業所	
	④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置：市単独での設置を前提として、関係機関と調整を図ります。		未設置	
目標値の評価	目標値①②は平成28年度当初から達成済みであり、目標値③は達成、目標値④は未達成となりました。 未達成の理由として、協議の場の設置に向けた検討を本市における関係機関で行ったものの、他市との調整が必要となる事項も多く、設置にまでは至らなかったことが挙げられます。			

(6) 障害福祉サービスの見込量

ア 訪問系サービスについて

いずれのサービスにおいても当初の見込値よりも下回る実績となりました。潜在的なニーズは高い一方で、「希望する時間帯が他の利用者と重複してしまい、利用することができない」という声が寄せられており、今後もサービス提供体制の充実が必要となります。

■ 見込量と利用実績

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
居宅介護	人/月	141	132	144	121
	時間/月	1,875	1,385	1,972	1,262
重度訪問介護	人/月	5	3	5	4
	時間/月	603	398	603	443
行動援護	人/月	24	18	26	13
	時間/月	246	217	264	159
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0
同行援護	人/月	23	21	24	18
	時間/月	255	174	280	151

■ 市内事業所数

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
訪問系サービス	か所	76	63	76	61

イ 日中活動系サービスについて

就労継続支援A型については見込量を下回る実績となりました。理由としては、平成29年度以降、就労継続支援A型事業所が減少傾向にあることや、一般就労を目指す層の増加に伴い、新規利用者が減少したこと等が考えられます。

また、就労移行支援及び就労定着支援の利用者数については、当該支援へのニーズが高まり、見込量を上回る実績となりました。今後も、障害者雇用の促進に伴う高い利用ニーズが継続して見込まれるため、瀬戸市障害者地域自立支援協議会において充実したサービス提供体制の整備について協議を行う必要があります。

■ 利用実績と見込量

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
療養介護	人/月	4	7	4	7
生活介護	人/月	238	237	240	242
	人日/月	4,786	4,570	4,924	4,759
短期入所(福祉型)	人/月	57	54	60	31
	人日/月	158	146	163	76
短期入所(医療型)	人/月	12	11	12	7
	人日/月	28	18	28	6
自立訓練(機能訓練)	人/月	2	4	2	2
	人日/月	11	32	12	20
自立訓練(生活訓練)	人/月	18	12	21	14
	人日/月	120	117	140	128
就労移行支援	人/月	31	49	33	50
	人日/月	710	509	811	728
就労継続支援A型	人/月	146	114	159	100
	人日/月	2,855	1,747	3,282	1,715
就労継続支援B型	人/月	160	174	173	156
	人日/月	2,614	2,711	2,832	2,566
就労定着支援	人/月	4	21	4	17

■ 市内事業所数

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
療養介護	か所	0	0	0	0
生活介護	か所	9	8	9	9
短期入所(福祉型)	か所	5	5	5	5
短期入所(医療型)	か所	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	か所	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	か所	1	1	1	1
就労移行支援	か所	2	1	2	1
就労継続支援A型	か所	3	2	3	2
就労継続支援B型	か所	8	9	8	9
就労定着支援	か所	2	1	2	1

ウ 居住系サービスについて

共同生活援助（グループホーム）は、障害者が地域で暮らすうえで重要なサービスであり、親亡き後を見据えた生活の場としてのニーズも高い一方、利用人数については見込値を下回る実績となりました。理由として、各事業所における定員に対する利用者数には偏りがあり、希望する施設の利用に繋がらなかったことが考えられます。今後、利用者のニーズを踏まえた社会資源の整備に努めることが必要となります。

■ 利用実績と見込値

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込値	実績	見込値	実績見込
共同生活援助(グループホーム)	人/月	136	106	152	103
施設入所支援	人/月	65	73	65	72
自立生活援助	人/月	1	2	1	0

■ 市内事業所数

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込値	実績	見込値	実績見込
共同生活援助(グループホーム)	か所	8	7	8	8
施設入所支援	か所	1	1	1	1
自立生活援助	か所	1	0	1	0

エ 相談支援について

計画相談支援については、利用者数は見込みを上回る実績となりました。一方、瀬戸市障害者地域自立支援協議会では、現在の事業所数では質を確保しきれないとの声も上がっています。今後、関係機関と協議を図り、一人ひとりの障害特性に応じたサービス利用を促進させるためにも、相談支援事業所の確保策等を検討する必要があります。

■ 利用実績と見込値

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込値	実績	見込値	実績見込
計画相談支援	人/月	43	49	44	66
地域移行支援	人/月	1	2	1	0
地域定着支援	人/月	1	0	1	0

■ 市内事業所数

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
計画相談支援	か所	6	5	6	5
地域移行支援	か所	1	1	1	1
地域定着支援	か所	1	1	1	1

(7) 障害児支援の見込量

障害児相談支援については、見込量を大きく上回る実績となりました。ニーズの高さが伺える一方、相談支援事業所が不足している現状から、今後、質の確保が困難になると考えられます。

また、瀬戸市障害者地域自立支援協議会からは、今後サービス量に対応する事業所の体制が逼迫するとの意見が多く聞かれており、引き続き関係機関と連携を図りながら、適正なサービス量の提供が行われるよう環境の整備が必要となります。

■ 利用実績と見込量

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
児童発達支援	人/月	73	74	79	73
	人日/月	1,069	865	1,190	837
放課後等デイサービス	人/月	262	251	289	249
	人日/月	3,236	2,894	3,678	2,954
保育所等訪問支援	人/月	1	1	1	1
	人日/月	2	1	2	1
医療型児童発達支援	人/月	1	0	1	0
	人日/月	7	0	7	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	0	1	0
	人日/月	10	0	10	0
障害児相談支援	人/月	12	19	13	28

■ 市内事業所数

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
児童発達支援	か所	4	5	4	5
放課後等デイサービス	か所	13	19	13	19

保育所等訪問支援	か所	1	1	1	1
医療型児童発達支援	か所	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	か所	0	0	0	0
障害児相談支援	か所	3	3	3	3

■ 利用実績と見込量

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
医療的ケア児に関する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの配置	人	1	4	1	5

(8) 地域生活支援事業の見込量

- 理解促進研修・啓発事業については、「障害者差別解消」に関する研修会や講演会、「障害者虐待防止」に関する研修会を開催してきました。事業所の受講は多い反面、一般市民の方への周知不足であると認識しており、今後の課題と捉えています。
- 地域で自立した生活を支援するため、困りごとを聞く相談支援や福祉サービス利用につなげる支援を瀬戸市障がい者相談支援センターを中心に行いました。一方で、「どこに相談したらよいかわからない」「相談できる場所が少ない」等の意見が多く聞かれており、今後、関係機関と協議を図りながら、地域に根付いた「相談支援事業所」の確保策等を検討する必要があります。
- 手話通訳者派遣事業について、講演会等での手話通訳者の設置等、障害者への合理的配慮が少しずつ広がっていることから、派遣回数が見込量を大きく上回る実績となりました。現時点では、利用者のニーズに対して事業の提供が適切に行われていますが、瀬戸市聴覚障害者協会からは、手話通訳者が不足しているとの声が挙がっているため、引き続き手話通訳者の養成を行う必要があります。
- 「移動支援」「日中一時支援」「訪問入浴サービス事業」等はニーズの高い支援ではありますが、見込量を下回る実績となりました。これらの制度内容について「利用しづらい」や「利用したいときに利用できない」との意見が挙がっていることから、実際の利用につながらなかったことが考えられます。今後、瀬戸市障害者地域自立支援協議会にて課題の抽出を行い、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を提供していく必要があります。

■ 利用実績と見込量（必須事業）

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有

自発的活動支援事業		有無	有	無	有	無
相談支援事業	一般相談支援事業	か所	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	有無	有	無	有	無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	有無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業		人/年	17	10	21	10
成年後見制度法人後見支援事業		有無	有	有	有	有
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年	47	135	47	100
	要約筆記者派遣事業	件/年	14	16	15	4
	手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	22	9	25	14
	自立生活支援用具	件/年	18	17	18	36
	在宅療養等支援用具	件/年	70	42	80	28
	情報・意思疎通支援用具	件/年	48	19	56	18
	排せつ管理支援用具	件/年	1,647	1,645	1,665	2,432
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	5	2	6	2
手話奉仕員養成研修事業		人/年	22	15	24	19
移動支援事業		人/年	1,056	895	1,128	586
		時間/年	6,569	5,984	6,693	3,596
地域活動支援センター事業		か所	3	4	3	3
		人/年	984	955	1,008	882
		人日/年	14,514	16,503	14,868	16,942

■ 利用実績と見込量 (任意事業)

サービス名		令和元年度		令和2年度	
		見込量	実績	見込量	実績見込
日中一時支援事業	か所	3	3	3	4
	人/年	1,116	1,164	1,152	900
	人日/年	13,569	12,265	14,006	10,002
訪問入浴サービス事業	人/年	300	168	348	144
	人日/年	1,498	1,011	1,765	928
レクリエーション活動等支援事業	回/年	1	2	1	0

社会参加促進事業	団体	2	2	2	0
点字・声の広報等発行事業 (発行回数)	回/年	24	24	24	24
自動車運転免許取得助成事業	件/年	2	1	2	1
自動車改造助成事業	件/年	15	5	16	6

5 アンケート結果等からみた瀬戸市の現状と課題

令和2年度には、瀬戸市障害者地域自立支援委員会にて出された意見を基に設定された7つのキーワード（①相談支援の充実、②権利擁護の推進、③障害者が当たり前に行ける就労支援、④子どもの育ちと家庭の安心への支援、⑤移動しやすいまちづくりの推進、⑥災害対策に対する支援、⑦緊急事態に対する支援）を踏まえ、当事者・支援者等を対象とした市民アンケート及び意見交換会、市内保育園等を対象とした障害児保育に関するアンケート、医療的ケア児の保護者及び支援者を対象とした意見交換会を実施しました。

これらの結果から、本市の障害者の生活環境や生活状況等の現状について整理したところ、以下の課題が明らかになりました。

課題① 地域における障害理解を深めるための啓発と人権教育の充実

障害者が地域で生活するうえで必要なこととして、「地域での障害理解の促進」という意見が多く挙げられました。一方で、買い物やレジャー等の外出先、職場や学校等で「差別を受けたことがある」との声が多数寄せられており、地域の障害理解が不足している現状が確認されました。

これらのことから、障害理解を深めるための啓発活動や人権教育の充実が求められています。

課題② 相談支援体制の拡充

相談支援に関して、「どこに相談したらいいかわからない」「相談相手が少ない」「相談が一か所ではすまない」等と回答した人が多いことが分かりました。また、地域で生活するうえで「専門的な知識のある人に相談や助言を受けられること」が必要であるとの意見が多数挙げられました。一方で、障害者及び支援者のいずれにおいても普段の相談相手は「同居の家族」「友人または知人」の割合が高く、「相談支援事業所」の割合が低いことが分かりました。また、相談支援事業所に関しては、相談員によってスキルや対応に相違があることや、相談ができる時間が限られる等の意見がありました。

これらのことから、相談支援事業所の周知活動の徹底や相談員のスキル向上にむけた取組の実施、相談時間の改善等の相談支援体制の拡充が必要です。

課題③ 親亡き後の生活に向けた支援体制の整備

障害者及び支援者の悩みごととして、「親亡き後について」「将来の生活設計について」を挙げる人が多数いました。また、支援者が健康であるうちに、障害者が一人暮らしやグループホーム等において、地域での生活を目指して訓練を行える体制があると良いとの声も多く寄せられました。一方で、「グループホームが不足している」との意見があり、市内に施設が十分ではない現状が伺えました。

これらのことから、一人暮らしやグループホームの利用を体験する場の設置や、施設の拡充等による、親亡き後の生活に向けた準備を行うことができる制度の整備が必要です。

課題④ 家族の緊急時における受け入れ体制の整備

障害者の介助や支援は「同居の家族」が主に行っているケースが多く、また「有事や緊急時に支援を代わってもらえる、手伝ってもらえる体制」について悩んでいる支援者が多くいることが分かりました。また、「受け入れ先がない」と感じている支援者が多く、施設及び体制が不足している現状が伺えました。

これらのことから、家族をはじめとする支援者の緊急時に一時的に受け入れができる施設及び支援体制の構築が必要です。

課題⑤ 包括的な就労支援体制の整備

充実を望む障害者支援として、「働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援などの就労支援の充実」を望む声が多く聞かれ、今後利用したいサービスについても「就労に必要な知識や能力訓練、就労機会の提供を行うサービス」を挙げる人が多数ありました。

また、就労に向けて重要なことについて、「通勤手段があること」と回答した人が多く、外出時の困りごととして「交通料金が高い」という意見がありました。

これらのことから、就労に向けた訓練制度や就労後の支援体制、通勤手段の確保等を含めた、包括的な就労支援体制の整備が必要です。

課題⑥ 保育園等における障害児保育

保育園等において、「障害児」や「気になる子」への支援を行ううえで、「園に専門家を派遣し、子どもの状況の把握と具体的対応への助言や指導」を望む声が多く寄せられました。また、障害児保育の担当者も、「障害に関する知識や障害児保育に関する技能、対応方法など」に不安を感じており、望まれる取組として、「専門職（保健師・保育士・心理士・作業療法士・言語聴覚士等）による園訪問（定期的・要請時）」が挙げられました。

それに加え、「障害児を担当する人員が不足している」や、「募集をかけても保育士が集まらない」等の人材の確保に苦慮している現状が明らかになりました。

これらのことから、専門職員の園訪問による技術的助言を受けられる体制づくりや、障害児保育を担当する人員の確保が必要です。

課題⑦ 医療的ケア児等の包括的支援

医療的ケア児等が地域で生活をしていくうえで支援者が不安なこととして、「保育園、学校、卒業後の進路先等のライフステージに合わせた日中の過ごす場所において適切に医療的ケアを受けることができるのか」、「支援者が急に看護や介護ができなくなった場合や災害時等の緊急時にどのように対応をしたらよいか」、といった意見が多く挙げられました。

また、医療的ケア児等に関する情報をどのように得たらよいか分からないといった意見も挙げられました。

これらのことから、医療的ケア児等とその支援者を取り巻く環境に対して包括的な支援が必要です。

※医療的ケア児等

本計画における「医療的ケア児等」とは、人工呼吸器や喀痰の吸引、チューブでの栄養の投与などの医療的ケアを必要とする障害児者のことを指します。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

平成30年度を初年度とする「瀬戸市障害者福祉基本計画（第6次）」では、本市の基本理念を「まっとながろまい！せと ～障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現～」と掲げ、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援を重視した「具体的施策」を策定しました。

基本理念である「まっとながろまい」は、瀬戸市障害者地域自立支援協議会のメンバーを中心に、平成26年2月に実施した1泊の合同研修会「さあ、みんなで考えよう！瀬戸市の福祉課題を解決するアイデア」をきっかけに生まれた言葉です。

当事者や家族、行政、支援機関、事業所、地域住民等が、まっとながり、お互いの意見や知恵を持ち寄って、瀬戸市にいる障害のある人・ない人にかかわらず、すべての人が安心して生活できる社会の実現を目標としています。

「まっとながろまい」を合言葉に、瀬戸市の障害福祉の向上を目指します。

※「まっと」：瀬戸地域において生活の場で使われる特徴的な方言。もっとという意味。

まっとながろまい！せと

～障害のある人もない人も分け隔てられることなく、

お互いに人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会の実現～

2 障害福祉サービス等の基本的視点と確保策の基本的な考え方

障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたり、国では以下の7つの基本的理念と、6つの基本的考え方を位置づけています。本計画においても、これらの理念、考え方を踏まえ、障害福祉サービス等の拡充を図ります。

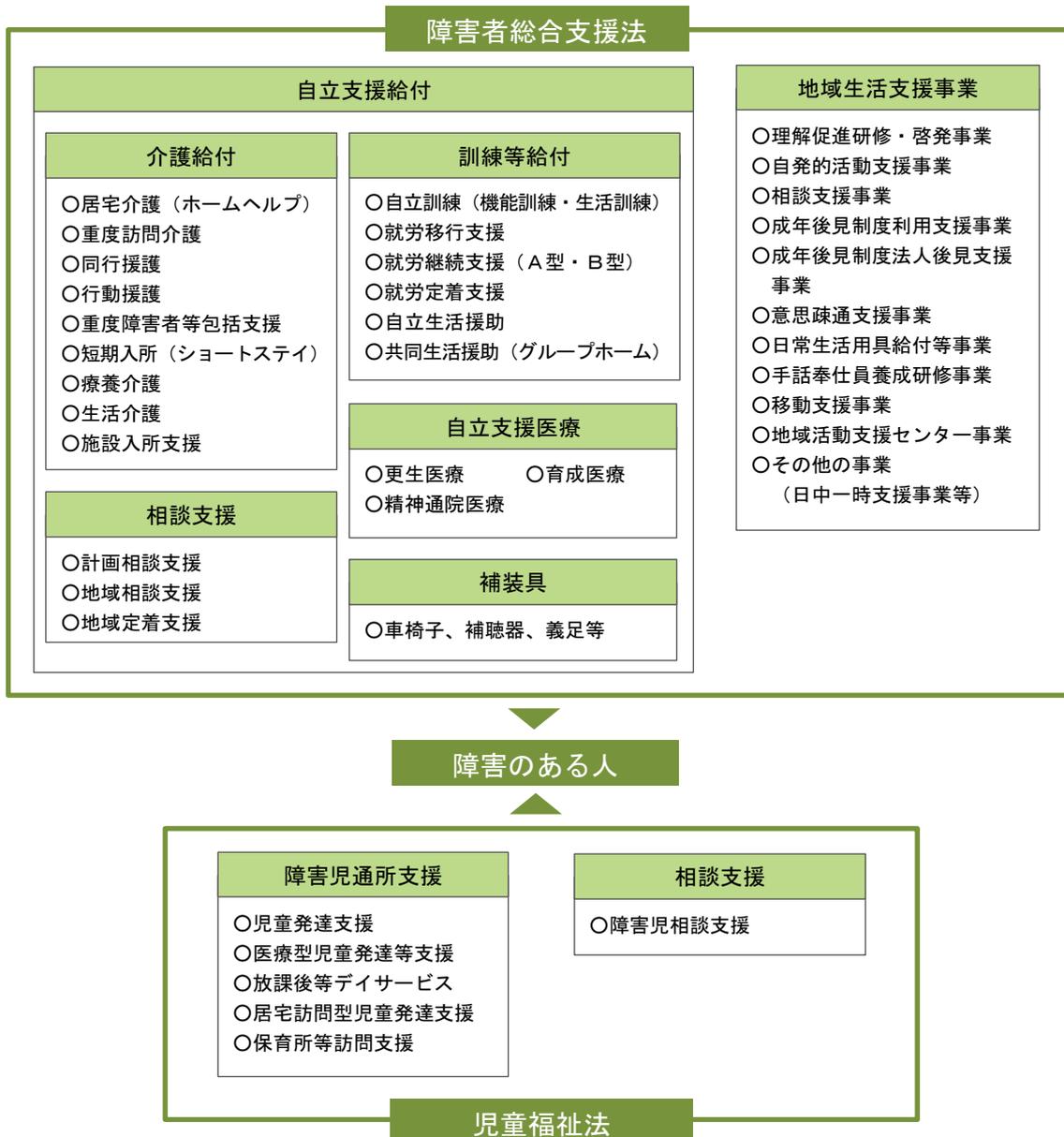
■ 国の障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

■ 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

3 サービスの体系



第4章

障害福祉計画の施策展開

第4章 障害福祉計画の施策展開

1 令和5年度における成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

アンケート等の結果から、「住み慣れた地域で暮らすこと」へのニーズが高い一方で、地域における障害及び障害のある人に対する理解がまだ十分ではないことも、地域生活移行が進まない理由の一つであることが明らかとなりました。

今後は、一層の理解促進を図る取組を実施し、障害者、支援者、関係機関が協力し合い、施設入所から地域生活への移行が推進されるよう、国の基本指針に沿った目標値を以下のとおり設定します。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
福祉施設から地域生活への移行	平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行	令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
施設入所者数の削減	令和2年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減	令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減



■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値

項目	目標値
福祉施設入所者数	71人
福祉施設から地域生活への移行者数(令和元年度実績からの移行率)	5人 (6.8%)
施設入所者の削減数(令和元年度実績からの削減率)	2人 (2.7%)

※福祉施設入所者数の令和元年度実績：73人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するためには、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必要があります。そのため、瀬戸市障害者地域自立支援協議会の専門部会において、精神障害者の地域移行や地域定着の在り方について協議する場を令和2年度に設置し、国の基本指針に基づき、以下のとおり目標値を設定します。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和2年度末までに各圏域及び各市町村に設置	
精神障害者の地域移行支援の利用者数		精神障害者の地域移行支援の利用者数の見込みを設定
精神障害者の地域定着支援の利用者数		精神障害者の地域定着支援の利用者数の見込みを設定
精神障害者の共同生活援助の利用者数		精神障害者の共同生活援助の利用者数の見込みを設定
精神障害者の自立生活援助の利用者数		精神障害者の自立生活援助の利用者数の見込みを設定
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定
保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数		保健・医療(精神科、精神科以外の医療機関別)・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定



■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

項目	目標値
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	18人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人
保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回
保健・医療・福祉・介護・当事者・家族等の関係者ごとの参加者数	各1人
保健・医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	R3:1回 R4:1回 R5:1回

なお、県との調整の結果、精神病床における1年以上長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は以下ようになります。この基盤整備量を勘案してサービス等の見込みを定めることとされています。

■ 地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）

項目	数値	備考
地域移行に伴う基盤整備量 (65歳以上利用者数)	20人	令和2年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)
地域移行に伴う基盤整備量 (65歳未満利用者数)	21人	

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

地域生活支援拠点等は、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るものです。国が示す「地域生活支援拠点等の機能」は、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、③体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の5つです。

国の指針においては、令和5年度末までに市町村または圏域内に少なくとも1つ以上確保し、機能充実のために年1回以上運用状況を検証・検討することとされています。

本市では、アンケート等の結果から、「緊急時の受け入れ体制」の構築を喫緊の課題として捉え、各種サービス事業所との連携等強化を図る「面的整備」に向けて、市内の支援体制の連携や不足している機能の整備を進め、地域生活支援拠点等の整備に努めます。

また、地域生活支援拠点等の確保後においては運用状況の検証、検討を年1回以上行います。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

アンケート等の結果から、「周囲が自分を理解してくれること」「障害にあった仕事であること」が、働くうえでの課題であることが明らかとなりました。

今後においては、就労移行支援事業などの推進により、福祉施設から一般就労への移行に努めるとともに、「職場での障害理解の促進を図る機会の推進」等をとおして、障害者が安心して働くことができる場の確保に努め、雇用機会の拡大を目指すこととし、国の新たな基本指針に沿って、以下のとおり目標値を設定します。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
福祉施設から一般就労への移行者数	令和2年度中に平成28年度実績の1.5倍以上	令和5年度中に令和元年度実績の1.27倍以上 (就労移行支援事業では1.30倍以上、就労継続支援A型事業では1.26倍以上、就労継続支援B型事業では1.23倍以上)
就労移行支援事業の利用者数	令和2年度末の利用者数が平成28年度末の利用者数から20%以上増加	
就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上	
就労定着支援事業の利用率		令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち7割が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業所における就労定着率	就労定着支援事業による1年後の職場定着率を8割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上



■ 福祉施設から一般就労への移行等の目標値

項目		基準値 (令和元年度)	目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	一般就労への移行者数(移行割合)	17人	22人 (1.29倍)
	就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数(移行割合)	12人	16人 (1.33倍)
	就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数(移行割合)	3人	4人 (1.33倍)
	就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数(移行割合)	0人	1人 (-)

項目		基準値	目標値
就労定着支援事業の利用率	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用割合	—	70.0%
就労定着支援事業所における就労定着率	令和5年度末の就労定着支援事業所数(基準値)のうち、就労定着率が8割以上になる事業所数及び割合(目標値)	1事業所	1事業所 (100.0%)

(5) 相談支援体制の充実・強化等

アンケート等の結果から、障害福祉サービスにおける「相談支援」の利用割合が、前回の計画策定時よりも高くなっている一方、相談相手や相談時間、相談場所等の「相談支援」に関する様々な課題があることが明らかになりました。

今後は、令和5年度末までに、包括圏域内のモデル地区において、障害者相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

国の基本指針(新規)		
項目	現行	改正内容
総合的・専門的な相談支援		総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定
地域の相談支援事業者の人材育成の支援		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を設定
地域の相談機関との連携強化の取組の実施		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みを設定



■ 相談支援体制の充実・強化等の目標値

項目	目標値
総合的・専門的な相談支援の実施等の確保の有無	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	R3:4件 R4:4件 R5:4件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	R3:12件 R4:12件 R5:12件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	R3:12件 R4:12件 R5:12件

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

アンケート等の結果から、障害の種別によって抱える課題や必要な支援が異なることが明らかになりました。また、障害福祉サービスについても、制度の多様化やサービス提供事業所の増加に伴い、利用者のニーズに合ったサービスを適切に提供することがより一層求められています。

そのため、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することとし、国の新たな基本指針に沿って、以下のとおり目標値を設定します。

国の基本指針(新規)		
項目	現行	改正内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用		都道府県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数の見込みを設定



■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標値

項目	目標値 (各年度)
愛知県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数	8人
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数	有 1回

2 障害福祉サービスの見込量と確保策

訪問系サービス及び日中活動系サービスの充実、地域生活移行の促進、地域生活支援の推進に向けて、必要となる障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。また、各サービスの質の向上に資する情報提供等の支援を充実させ、障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援に努めます。

(1) 訪問系サービスの見込量と確保策

訪問系サービスでは、障害者が在宅での生活を継続していくことができるよう、訪問系サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助、外出時の移動の支援を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により、行動が困難で常に介護が必要な人に対して、外出時の移動の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に提供します。
同行援護	視覚障害により、1人での外出が困難な人に対して、外出時の移動の支援を行います。

■ 利用実績と見込量

サービス名		実績	実績見込	見込量		
				令和元年度	令和2年度	令和3年度
居宅介護	人/月	132	121	132	132	132
	時間/月	1,385	1,262	1,385	1,385	1,385
重度訪問介護	人/月	3	4	5	5	6
	時間/月	398	443	464	486	509
行動援護	人/月	18	13	18	19	19
	時間/月	217	159	226	235	245
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	21	18	22	22	23
	時間/月	174	151	176	178	180

■ 市内事業所数

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	か所	63	61	61	61	61

＜今後の確保策等＞

- アンケート等の結果では、将来の生活場所について「家族と暮らしたい」との意見が多く、在宅の障害福祉サービスの充実が重要となることから、計画相談支援事業所と連携を図りながら、利用者のニーズを的確に把握し、事業所への情報提供に努めます。また、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携を図り、サービス見込量を提供できる体制の確保に努めます。
- 外出時に支援が必要な障害者に対して「行動援護」「同行援護」等のサービスを提供できる体制確保に努めます。
- 重度の障害がある人に対して、個々の障害の特性に合わせた障害福祉サービスが提供できる支援体制の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービスの見込量と確保策

日中活動系サービスについては、障害者の就労・自立を促す重要なサービスであり、ニーズも高い状況です。事業者の参入の促進等により充実した提供体制の整備を進めます。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動の機会を提供します。
短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合に、在宅の障害者が施設に短期間入所し、その際に入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害者に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害者・精神障害者に対して、事業所または居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 B型	年齢や心身の状態等により引き続き働くことが困難となった人や就労移行支援によっても一般企業等で働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	就労に伴う生活上の多様な課題に対応するため、事業所や家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

■ 利用実績と見込量

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人/月	7	7	8	10	12
生活介護	人/月	237	242	246	250	254
	人日/月	4,570	4,759	4,791	4,872	4,950
短期入所 (福祉型)	人/月	54	31	55	57	58
	人日/月	146	76	146	146	146
短期入所 (医療型)	人/月	11	7	11	12	12
	人日/月	18	6	21	23	27
自立訓練 (機能訓練)	人/月	4	2	4	5	6
	人日/月	32	20	40	50	60
自立訓練 (生活訓練)	人/月	12	14	16	19	23
	人日/月	117	128	131	154	181
就労移行支援	人/月	49	50	61	75	94
	人日/月	509	728	583	667	763
就労継続支援 A型	人/月	114	100	120	127	134
	人日/月	1,747	1,715	1,747	1,837	1,941
就労継続支援 B型	人/月	174	156	186	200	214
	人日/月	2,711	2,566	2,905	3,113	3,336
就労定着支援	人/月	21	17	23	31	42

■ 市内事業所数

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	か所	0	0	0	0	0
生活介護	か所	8	9	9	9	9
短期入所 (福祉型)	か所	5	5	5	6	6
短期入所 (医療型)	か所	0	0	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	か所	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	か所	1	1	1	1	1
就労移行支援	か所	1	1	1	1	1

就労継続支援 A型	か所	2	2	2	2	2
就労継続支援 B型	か所	9	9	10	11	12
就労定着支援	か所	1	1	1	1	1

＜今後の確保策等＞

- 計画相談事業所等と連携し、一人ひとりの障害特性や適性に応じたサービスの利用を促進します。
- 福祉施設から一般就労への移行を促すため、就労支援事業者間の連携や情報共有に努めます。
- アンケート等の結果から、交通費の負担が大きいとの意見があるため、就労を目的とする福祉サービス事業所に通所する際の交通費の負担を軽減する施策を検討します。
- 一般就労に移行した障害者が安定した就労生活を継続できるよう、各機関が連携し、定着に向けた支援体制の構築に努めます。

（3）居住系サービスの見込量と確保策

グループホーム等は、障害者の家族の高齢化により、親亡き後に備えるためにも重要な社会資源であり、さらなる整備が必要です。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	障害者支援施設等やグループホームから居宅において自立した日常生活を営むことを支援するため、定期的な巡回や相談援助を行います。

■ 利用実績と見込量

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	106	103	117	129	142
施設入所支援	人/月	73	72	72	72	71
自立生活援助	人/月	2	0	2	2	2

■ 市内事業所数

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助 (グループホーム)	か所	7	8	8	8	9
施設入所支援	か所	1	1	1	1	1
自立生活援助	か所	0	0	0	0	0

<今後の確保策等>

- アンケート等の結果では、「親亡き後」について不安を感じている支援者が多いため、障害に応じたグループホーム等、障害者が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源の整備に努めます。
- 施設入所者の地域移行に対する支援が必要とされる一方、施設入所を希望する声も多く聞かれることから、関係機関と連携し、障害者の希望に応じた適切な支援に努めます。

(4) 相談支援の見込量と確保策

障害や生活の状態にあった適切なサービスを受けられるよう、計画相談支援の充実が必要です。また、地域移行や地域定着など、地域生活を支える支援体制の充実を目指します。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
計画相談支援	障害者が利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している障害者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行います。
地域定着支援	単身で生活している障害者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応を行います。

■ 利用実績と見込量

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	49	66	70	80	90
地域移行支援	人/月	2	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	1	1	1

■ 市内事業所数

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	か所	5	5	5	5	5
地域移行支援	か所	1	1	1	1	1
地域定着支援	か所	1	1	1	1	1

＜今後の確保策等＞

- 障害福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを新たに設置するとともに、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、障害者の相談支援体制の充実を図ります。また、困難事例にも対応できるよう、専門的な相談支援体制の構築に努めます。
- 障害者がライフステージに即した総合的かつ計画的な支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを行います。

3 地域生活支援事業の見込量と確保策

障害者が、有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、障害者の自己決定を尊重した地域生活支援事業を実施します。

(1) 必須事業の見込量と確保策

地域生活支援事業における必須事業は、以下のとおりです。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害者及びその家族並びに地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します。
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。
成年後見制度利用支援事業	知的障害及び精神障害等を理由として判断能力が不十分な方々を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に、手話通訳者・要約筆記者の派遣により、障害者等との意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	重度障害者に対し、日常生活用具を給付することで、日常生活の便宜を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業	障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

■ 利用実績と見込量

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	有

相談支援事業	一般相談支援事業	か所	1	1	1	1	1
	基幹相談支援センター	有無	無	無	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有
	住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	有無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人/年	10	10	16	18	20	
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有	
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件/年	135	100	135	135	135
	要約筆記者派遣事業	件/年	16	4	16	16	16
	手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件/年	9	14	9	9	10
	自立生活支援用具	件/年	17	36	17	18	18
	在宅療養等支援用具	件/年	42	28	47	53	60
	情報・意思疎通支援用具	件/年	19	18	20	22	23
	排せつ管理支援用具	件/年	1,645	2,432	1,679	1,714	1,750
	居室生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人/年	15	19	20	20	20	
移動支援事業	人/年	895	586	895	895	895	
	時間/年	5,984	3,596	5,984	5,984	5,984	
地域活動支援センター事業	か所	4	3	3	3	3	
	人/年	955	882	955	955	955	
	人日/年	16,503	16,942	16,503	16,503	16,503	

＜今後の確保策等＞

- アンケート等の結果では、社会全体の障害理解の促進に関する意見が多かったことから、地域の住民を対象とした研修会や講演会等を開催し、障害理解を深める機会の提供に努めます。
- アンケート等の結果から、「どこに相談したらよいかわからない」「相談したいときに相談員がない」等の意見が挙がったため、相談先を拡充することを目的に「包括圏域」での相談先の確保に努めます。
- 成年後見制度については、「名前も内容も知らない」との意見が多くあったことから、5市1町で構成している尾張東部権利擁護支援センターと連携して、成年後見制度の普及、啓発に努めます。
- 意思疎通支援（手話通訳者、要約筆記者）の奉仕員養成講座を開催し、人材の確保・充実に努めます。

（２）任意事業の見込量と確保策

地域生活支援事業における任意事業は、以下のとおりです。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
日中一時支援事業	障害者を一時的に預かり、身体介護等の見守りを保護者代わりに行います。
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持等を図り、健康増進と、家族の介護の軽減を図ることを目的とします。
レクリエーション活動等支援事業	大会を通じて、障害者の体力増進と交流の機会を提供します。
社会参加促進事業	障害者の地域社会との接点を持つ機会を増やすことにより、障害者の社会参加を促すとともに、障害の理解促進を行います。
点字・声の広報等発行事業	点訳・音訳等わかりやすい方法で、市の広報等、視覚障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供します。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が就労等のために、道路交通法に定める普通自動車免許の取得をした場合に、必要な経費の一部を助成します。
自動車改造助成事業	身体障害者が就労等のために、自ら所有し、運転する自動車を改造する場合、必要な経費の一部を助成します。

■ 利用実績と見込量

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	か所	3	4	4	4	4
	人/年	1,164	900	1,164	1,164	1,164
	人日/年	12,265	10,002	12,265	12,265	12,265

訪問入浴 サービス事業	人/年	168	144	174	180	186
	人日/年	1,011	928	1,130	1,264	1,413
レクリエーション 活動等支援事業	回/年	2	0	1	1	1
社会参加 促進事業	団体	2	0	2	2	2
点字・声の広報等 発行事業 (発行回数)	回/年	24	24	24	24	24
自動車運転免許 取得助成事業	件/年	1	1	1	1	1
自動車改造 助成事業	件/年	5	6	5	5	5

<今後の確保策等>

- 障害者のニーズを把握しながら、地域の実情にあった、地域生活支援事業の実施に努めます。また、ニーズに合った見込量の確保のため、引き続き瀬戸市障害者地域自立支援協議会、市内のサービス提供事業者と連携し、サービス提供の促進に努めます。

第5章

障害児福祉計画の施策展開

第5章 障害児福祉計画の施策展開

1 令和5年度における成果目標

(1) 障害児に対する重層的な地域支援体制の構築

① 児童発達支援センターの機能の充実

国の基本指針においては、令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされていますが、本市では、障害児並びに発達障害及びその疑いのある児童の発達を総合的に支援するため、平成30年4月より「のぞみ学園」と「発達支援室」を統合し、瀬戸市児童発達支援センターを設置しています。

瀬戸市児童発達支援センターでは、個々の児童の特性や置かれた環境に合わせた適切な支援を行うため、健康福祉部の関係課、学校教育課、瀬戸市障がい者相談支援センターなどの関係機関と情報共有等の連携を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援を目指しています。

また、保育所等訪問支援についても、令和5年度末までにすべての市町村において、利用できる体制を構築することとされていますが、本市では、平成30年4月より瀬戸市児童発達支援センターにて実施しています。

アンケート調査結果等から、瀬戸市児童発達支援センターに通園する児童の家族から、「親が働きやすい療育体制の充実」が課題であることが明らかになるとともに、保育士から「専門職の園訪問等による保育体制の充実」が課題であることが明らかとなったことから、「延長療育の実施」及び「巡回療育支援」や「保育所等訪問支援」の充実を行い、課題解決に向けた取組を推進します。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備

国の基本指針においては、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

本市では、圏域の市町と情報共有を図るとともに、市内の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所との連携を強化し、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児が利用可能なサービスについて、地域のバランスを考慮した質・量の確保に取り組めます。

目標値については、市内の既存施設で対応することを基本的な考えとして次のとおり設定します。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備	令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置	令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	令和2年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置	令和5年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置



■ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備の目標値

項目	目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の整備か所数	2か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備か所数	5か所

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針においては、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

本市では、医療的ケアを必要とする子どもが適切な支援を受けることができるよう、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、県が実施している養成講座の受講を通じて、コーディネーターの配置を行います。

国の基本指針		
項目	現行	改正内容
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置	令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置



■ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置の目標値

項目	目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置か所数	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数	8人

(2) 子ども・子育て支援

平成29年3月31日付で、「障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について」が国の基本指針として通知されました。その中で保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障害児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められています。

本市では、子ども・子育て支援等の利用を希望する障害児が希望に沿った利用ができるよう、保育所等における障害児の受け入れ体制の整備に努めます。

■ 保育所及び放課後児童健全育成事業における障害児等の受け入れ

項目			見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備	保育所	人	100	100	100
	放課後児童健全育成事業（児童クラブ、学童保育所）	人	11	11	11

※本市には、認定こども園の設置はありません。

(3) 発達障害児等への支援

発達障害児等の早期発見・早期支援を行うためには、その本人や家族等への支援が重要であることから、支援体制の整備に努めます。

2 障害児支援の見込量と確保策

(1) 障害児支援の見込量と確保策

障害児福祉計画として、「児童福祉法」に基づく下記サービスの適切な実施を目指します。

■ サービスの概要

サービス名	実施内容
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等 デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練や、社会との交流の促進等の支援を行います。
保育所等 訪問支援	保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
医療型 児童発達支援	肢体不自由で理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援と治療を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害により外出が著しく困難なため、児童発達支援等を利用できない児童の自宅を訪問して、発達支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとに見直しを行います。

■ 利用実績と見込量

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	74	73	82	91	101
	人日/月	865	837	960	1,065	1,183
放課後等 デイサービス	人/月	251	249	264	277	291
	人日/月	2,894	2,954	3,148	3,423	3,723
保育所等 訪問支援	人/月	1	1	1	1	1
	人日/月	1	1	2	2	2
医療型 児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	7	7	7
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	10	10	10
障害児 相談支援	人/月	19	28	33	38	43

■ 市内事業所数

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	か所	5	5	6	7	8
放課後等 デイサービス	か所	19	19	21	23	25
保育所等 訪問支援	か所	1	1	1	1	1
医療型 児童発達支援	か所	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	か所	0	0	0	0	0
障害児 相談支援	か所	3	3	3	3	3

■ 利用実績と見込量

サービス名		実績	実績見込	見込量		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に 関する関連分野の 支援を調整する コーディネーター の配置	人	4	5	6	7	8

<今後の確保策等>

- 医療的ケア児への支援のニーズは、アンケート等の結果においても高いことから、関係機関の協議の場を設けるとともに、児童発達支援センターでの受け入れ体制の確保に努めます。また、調整役である「コーディネーター」の充実を図り、個々の障害特性に合わせた福祉サービスの提供ができる体制の確保に努めます。
- 児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業所に対して、医療的ケア児の受入体制を整備するために必要な支援を行うよう努めます。
- 「親が働きやすい療育体制の充実」を求める声が増えているため、のぞみ学園等において課題解決に向けた支援体制の構築に努めます。
- 障害児通所支援から障害福祉サービスへ円滑に移行できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- 保育所等において、作業療法士等の専門職を派遣する支援へのニーズが高いことから、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援や巡回療育支援の充実に努めます。
- 障害児が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害児やその家族、医療機関、事業所等の関係機関でネットワークを構築し、連携を図ります。

第6章

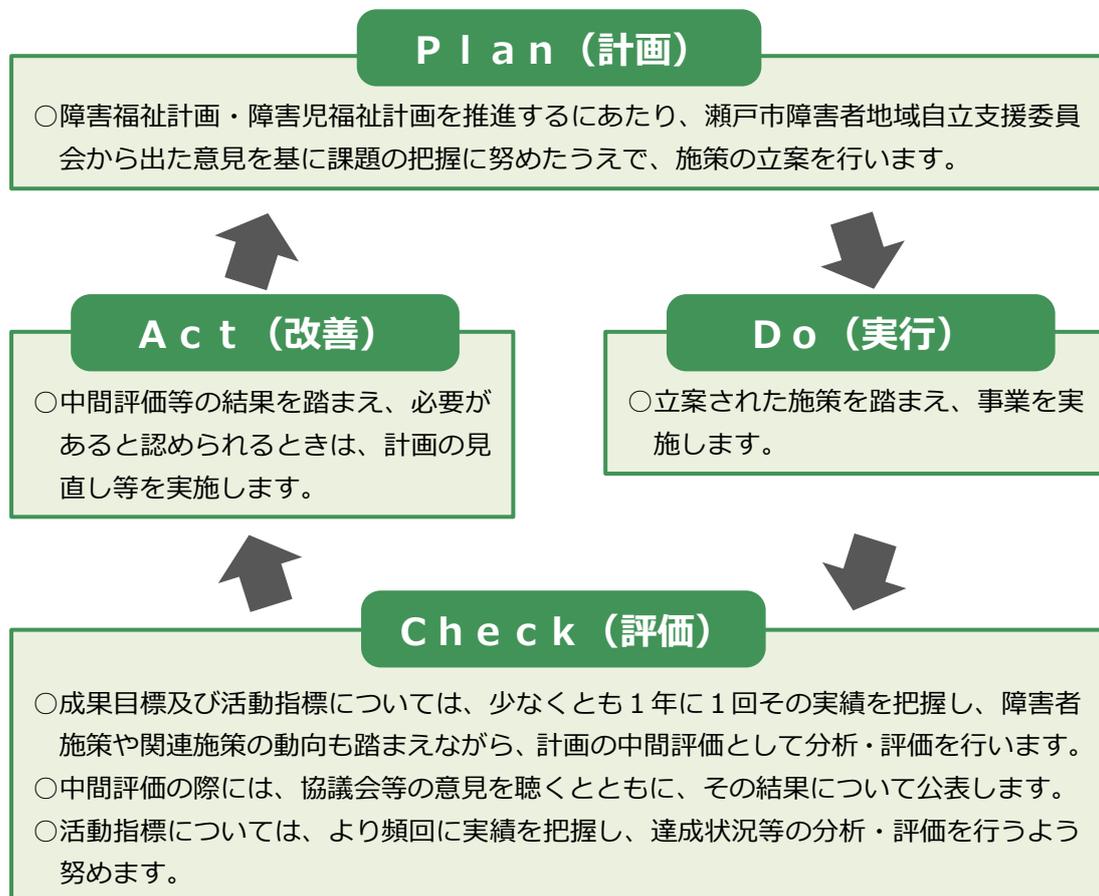
計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、障害者等の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて策定、推進されるものであり、関係機関が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要です。

関連施策の動向も踏まえながら、瀬戸市障害者地域自立支援協議会等との連携のもとで「PDCAサイクル」により定期的に計画の進捗状況の把握・分析・点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。



A decorative horizontal bar with a green-to-yellow gradient and a diagonal cut on the right side.

資料編

資料編

1 アンケート調査結果

(1) 調査の種類と実施方法

調査の種類と実施方法は以下のとおりです。

調査票「障害者施策に関するアンケート」	
調査対象者	本市に居住する身体・知的・精神障害のある方から無作為抽出
調査票配布数	3,566件
調査期間	第1回令和2年4月30日(木)～令和2年5月15日(金)2,066人 第2回令和2年5月15日(金)～令和2年5月29日(金)1,500人
調査方法	郵送による配布・回収
調査票「障害児施策に関するアンケート」	
調査対象者	本市に居住する18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害児通所支援サービスの利用者
調査票配布数	434件
調査期間	令和2年4月30日(木)～令和2年5月15日(金)
調査方法	郵送による配布・回収

(2) 調査票の配布と回収状況

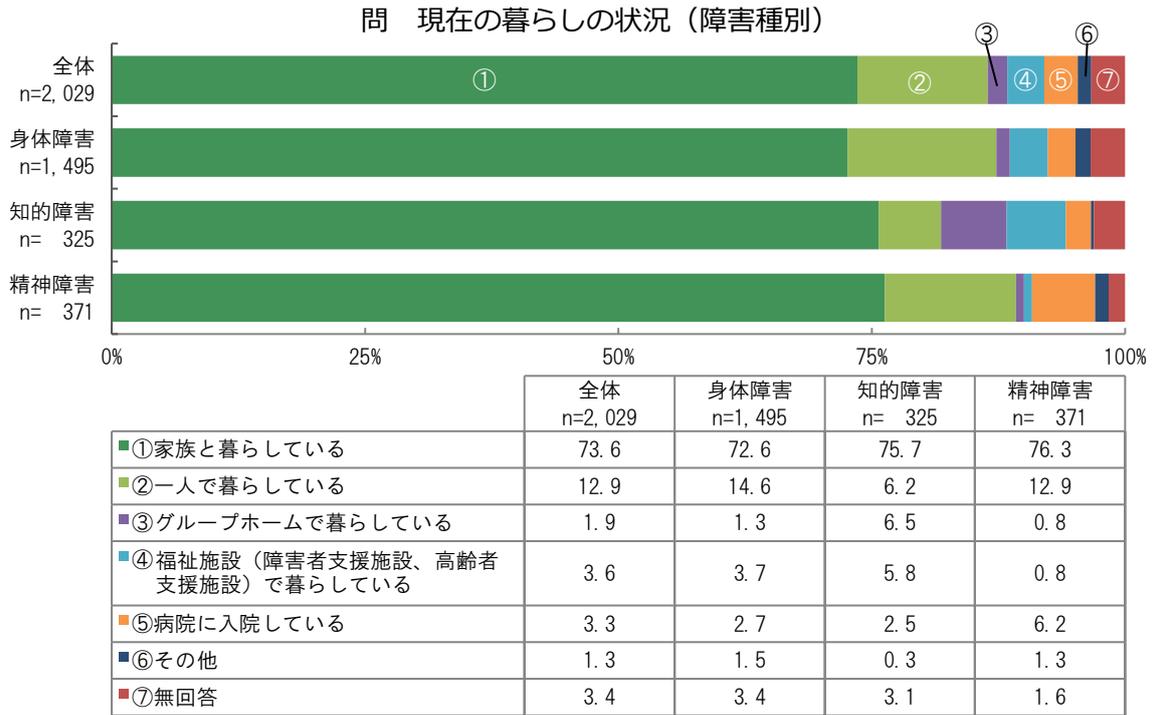
調査によるそれぞれの配布・回収状況は以下のとおりです。

	配布数 (件)	回収数 (件)	回収率 (%)
障害者施策に関するアンケート	3,566	2,029	56.9
障害児施策に関するアンケート	434	271	62.4

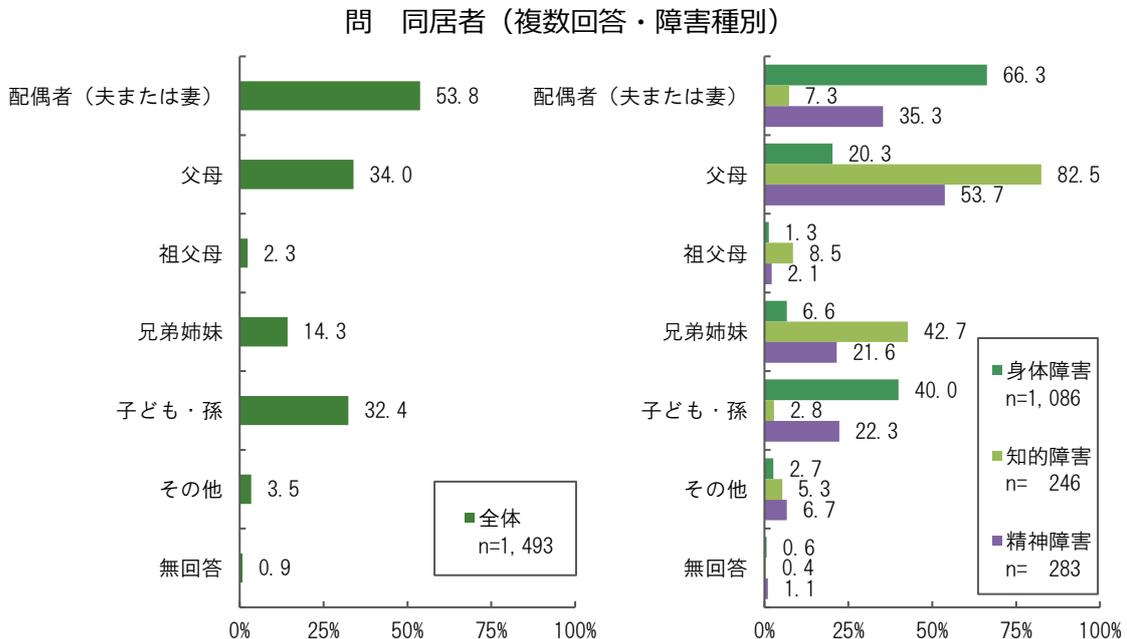
(3) 障害者施策に関するアンケート結果

① 地域での暮らしについて

○現在の暮らしの状況をみると、「家族と暮らしている」(73.6%)が最も高くなっています。
 ○障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「家族と暮らしている」(72.6%・75.7%・76.3%)が最も高くなっています。



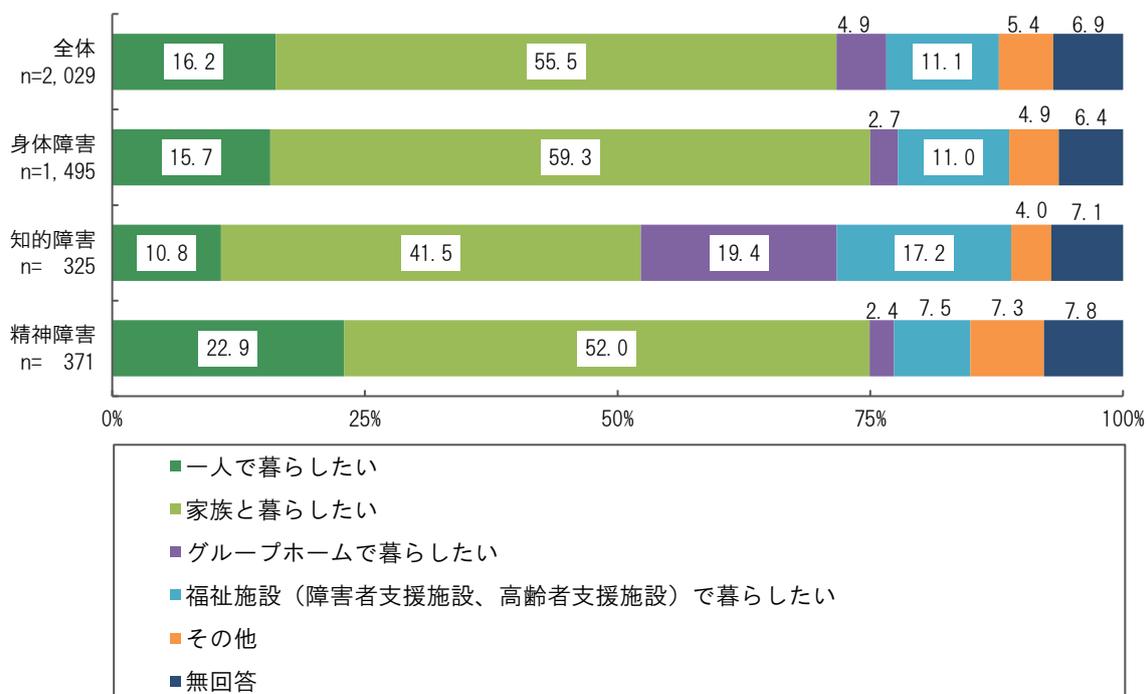
○家族と暮らしている方の同居者としては、「配偶者(夫または妻)」(53.8%)が最も高くなっています。
 ○障害種別でみると、身体障害では「配偶者(夫または妻)」(66.3%)、知的障害・精神障害では「父母」(82.5%・53.7%)が最も高くなっています。



○将来どのように生活したいかについては、「家族と暮らしたい」(55.5%)が最も高くなっています。

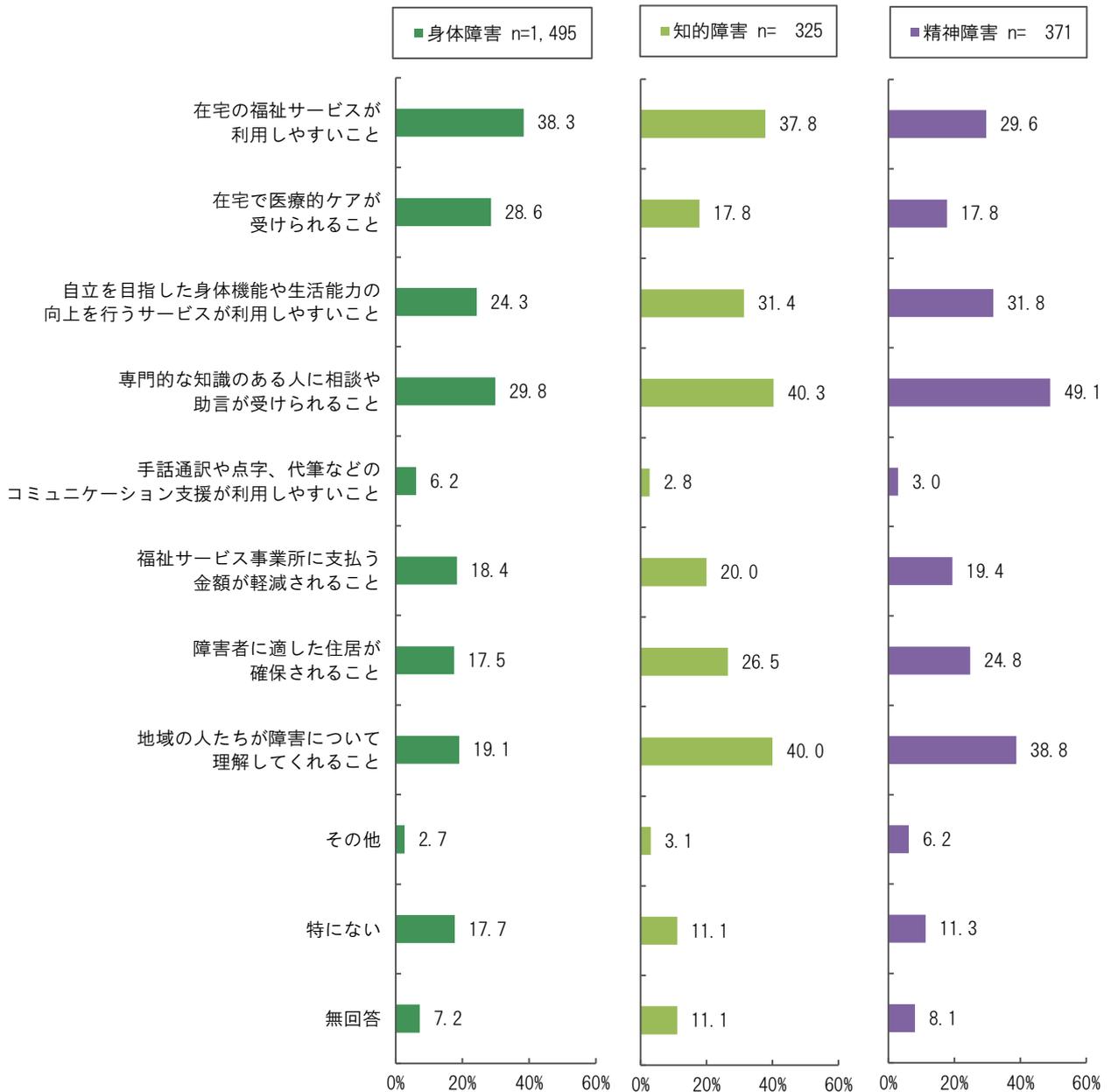
○障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「家族と暮らしたい」(59.3%・41.5%・52.0%)が最も高くなっています。

問 将来の暮らし方の希望（障害種別）



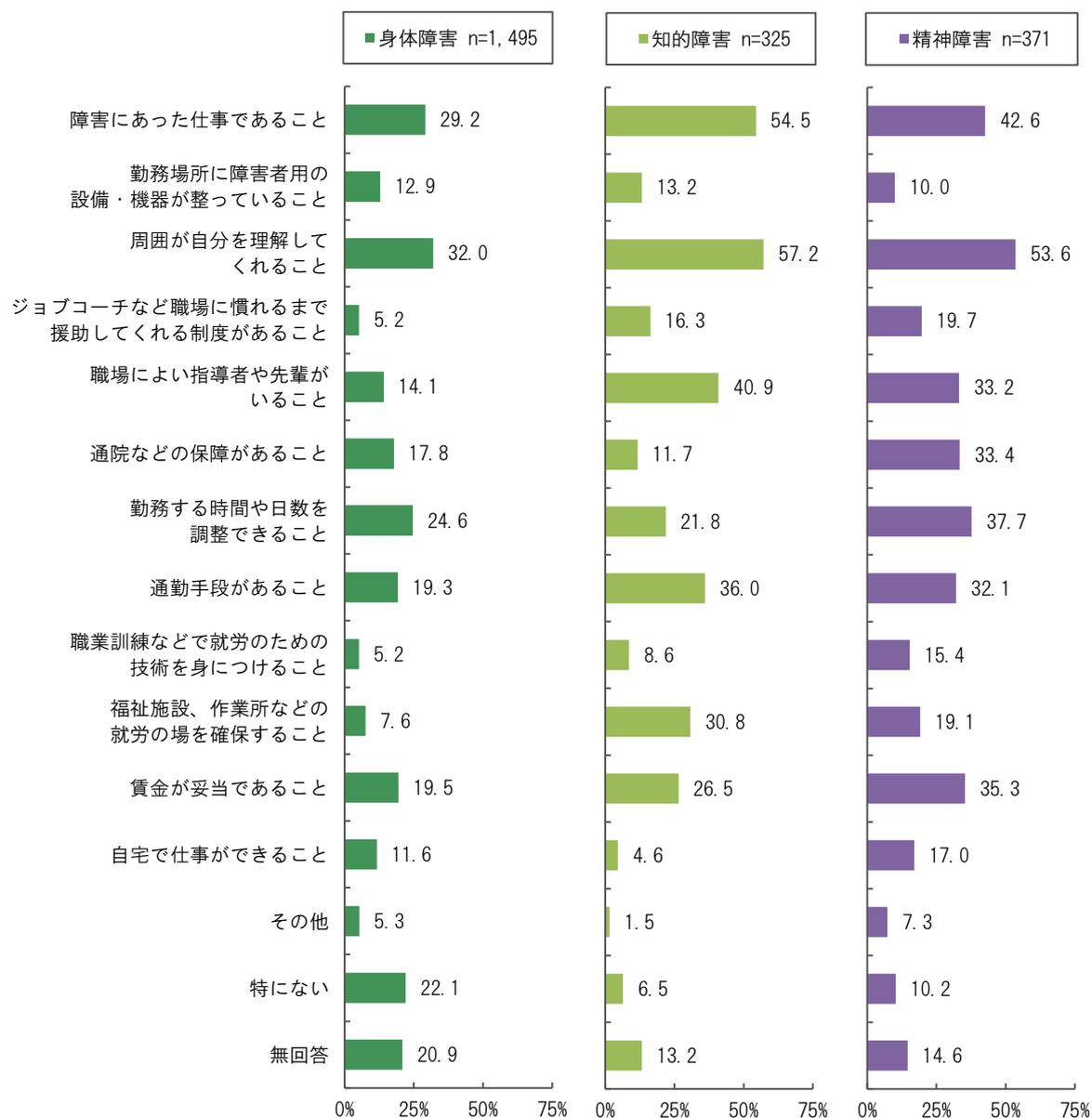
○地域で生活するために必要なことを障害種別でみると、身体障害では「在宅の福祉サービスが利用しやすいこと」(38.3%)、知的障害・精神障害では「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」(40.3%・49.1%) が最も高くなっています。

問 地域で生活するために必要なこと（複数回答・障害種別）



○働くために重要だと思うことを障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「周囲が自分を理解してくれること」(32.0%・57.2%・53.6%)が最も高くなっています。

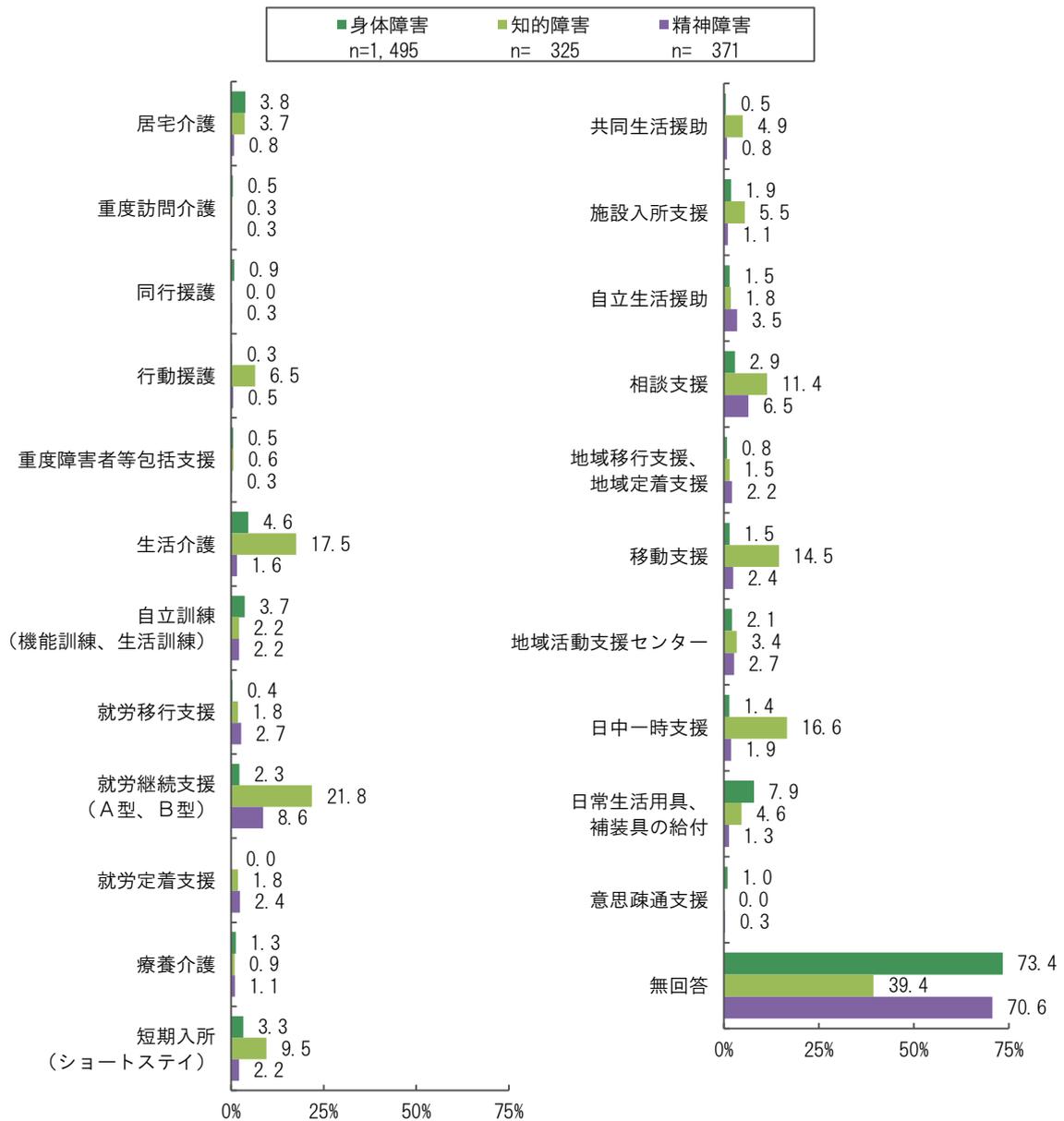
問 働くために重要なこと（複数回答・障害種別）



② 障害福祉サービスなどの利用について

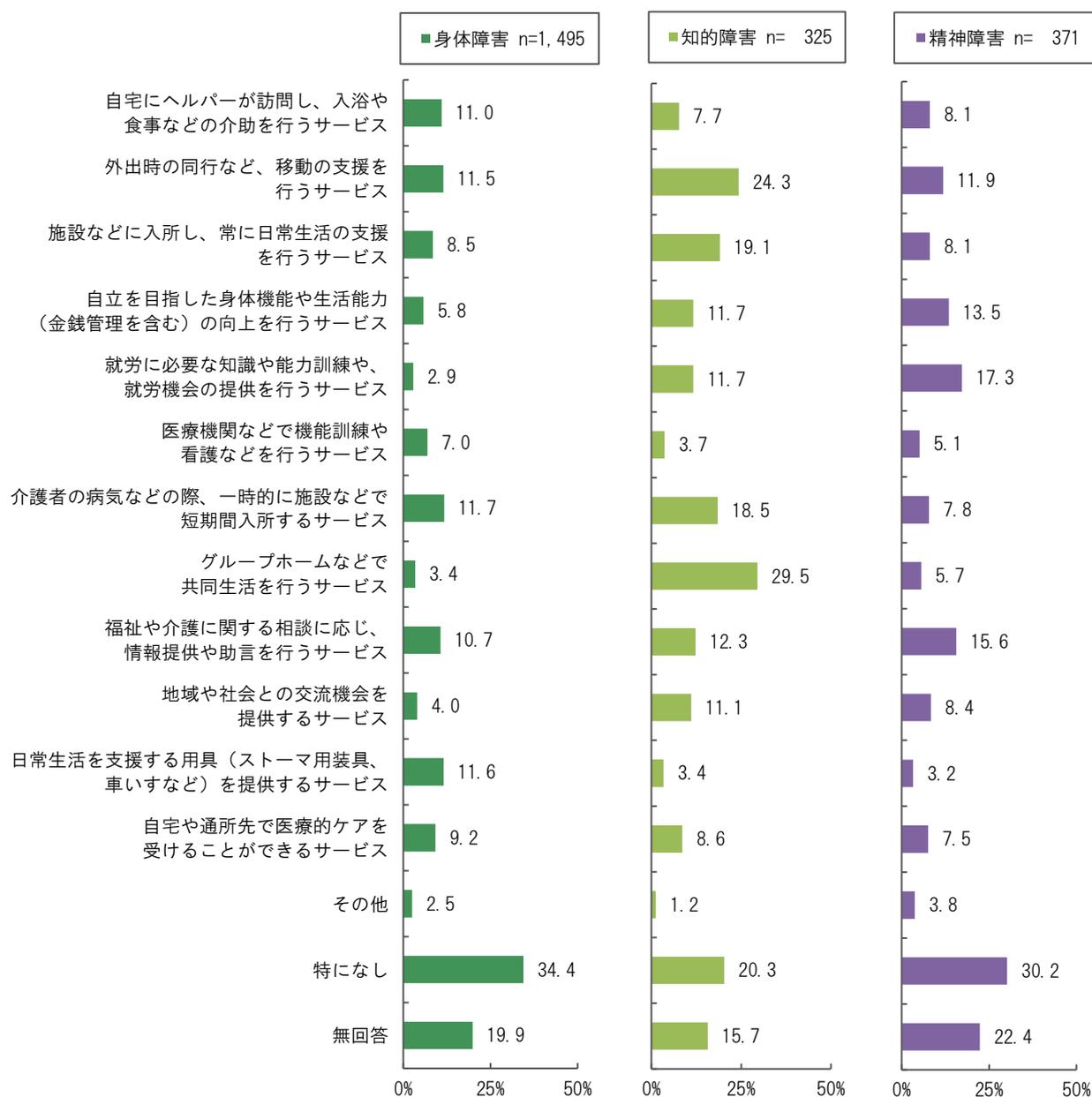
○現在利用している障害福祉サービスを障害種別でみると、身体障害では「日常生活用具、補装具の給付」(7.9%)、知的障害・精神障害では「就労継続支援(A型、B型)」(21.8%・8.6%) が最も高くなっています。

問 現在利用している障害福祉サービス（複数回答・障害種別）



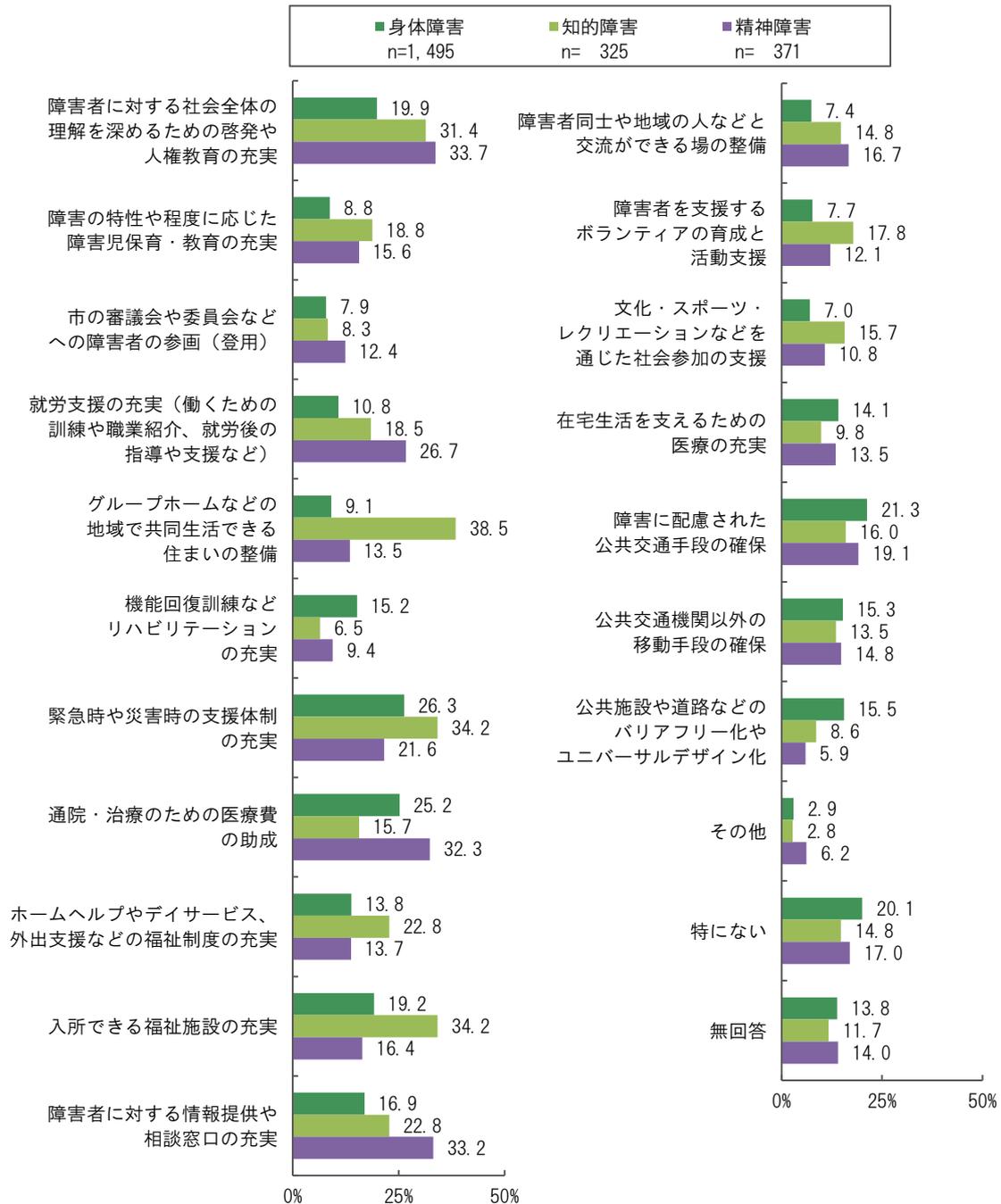
○今後利用したいサービスを障害種別でみると、身体障害・精神障害では「特になし」(34.4%・30.2%)、知的障害では「グループホームなどで共同生活を行うサービス」(29.5%)が最も高くなっています。

問 今後利用したいサービス (複数回答・障害種別)



○障害者支援として充実を望むことを障害種別でみると、身体障害では「緊急時や災害時の支援体制の充実」(26.3%)、知的障害では「グループホームなどの地域で共同生活できる住まいの整備」(38.5%)、精神障害では「障害者に対する社会全体の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」(33.7%) が最も高くなっています。

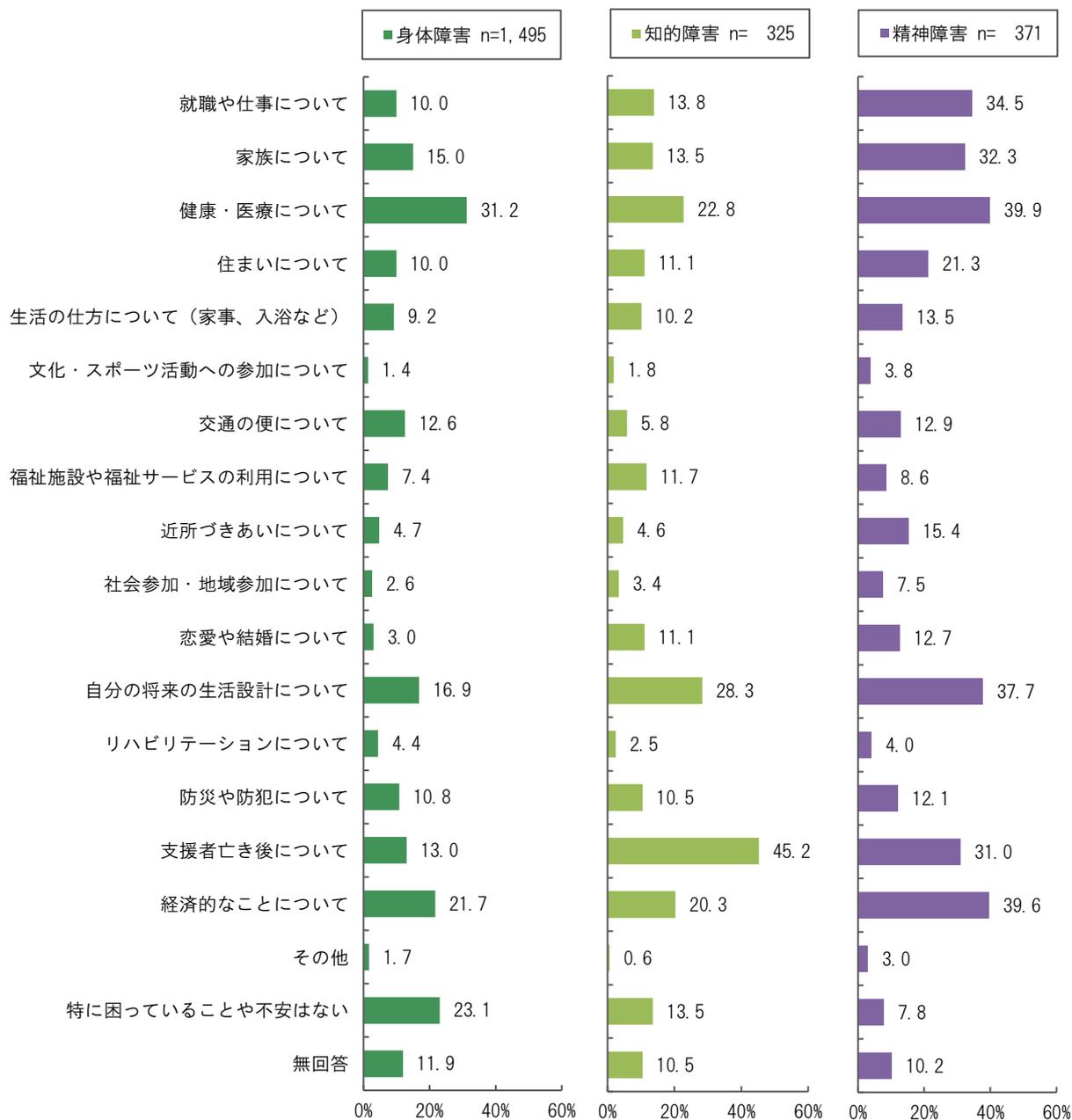
問 充実を望む障害者支援（複数回答・障害種別）



③ 悩みごとや相談について【本人】

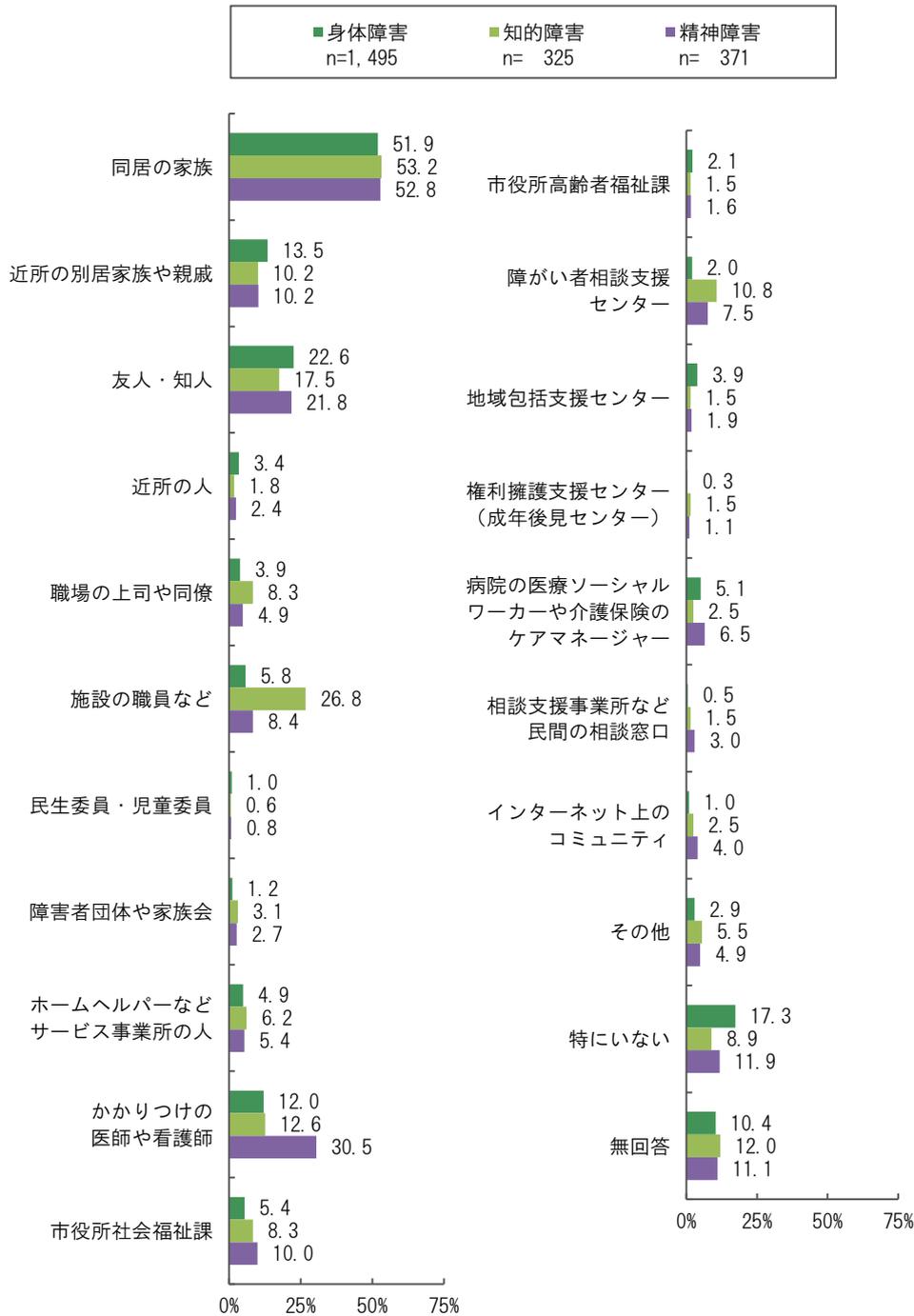
○現在困っていることや不安に思っていることを障害種別でみると、身体障害では「健康・医療について」(31.2%)、知的障害では「支援者亡き後について」(45.2%)、精神障害では「健康・医療について」(39.9%)が最も高くなっています。

問 現在の困りごとや不安に思っていること（複数回答・障害種別）



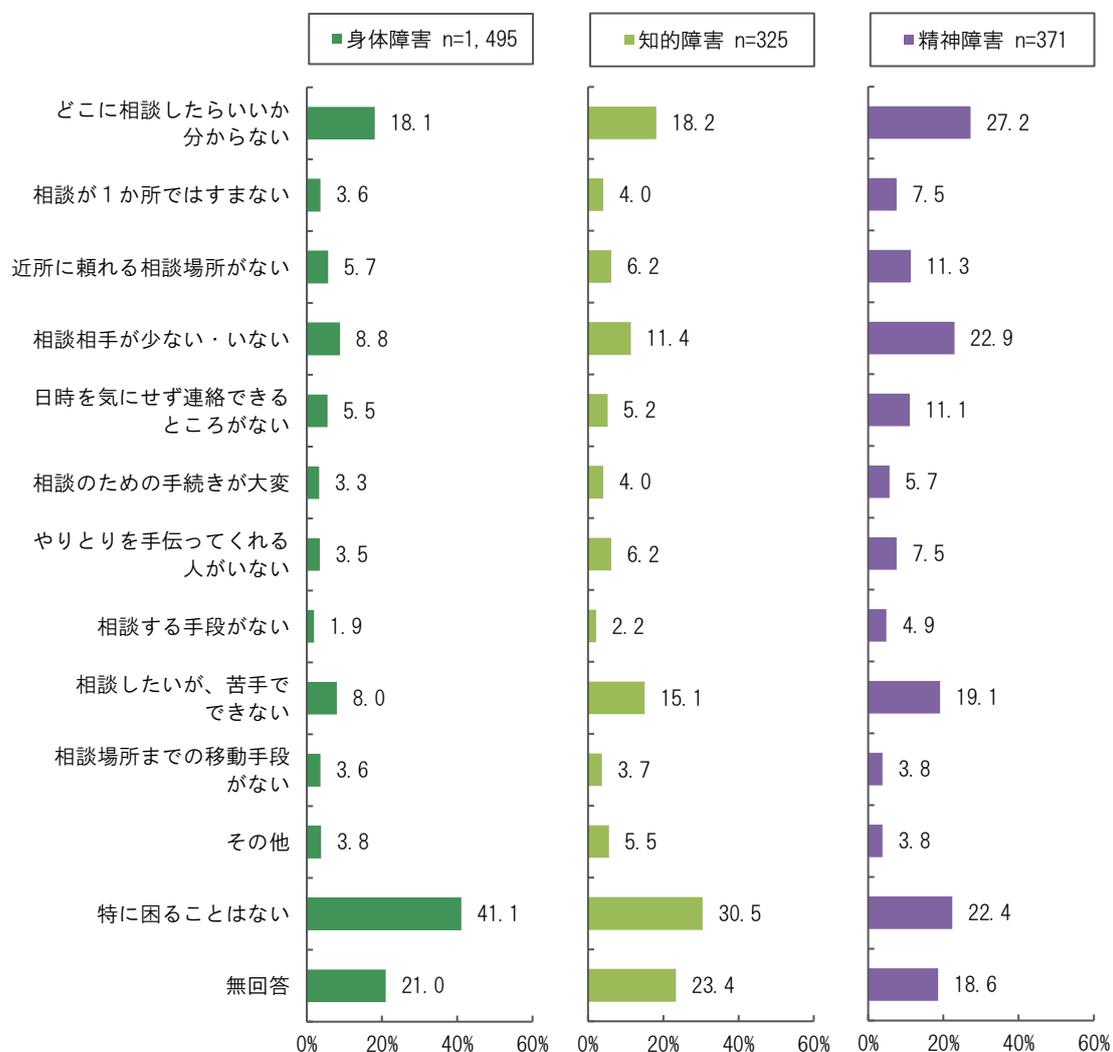
○普段、悩みや困りごとを相談する相手を障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「同居の家族」(51.9%・53.2%・52.8%)が最も高くなっています。また、「特にいない」と回答した方は身体障害で17.3%、知的障害で8.9%、精神障害で11.9%となっています。

問 普段の相談相手（複数回答・障害種別）



○相談したい時に困ることを障害種別で見ると、身体障害・知的障害では「特に困ることはない」(41.1%・30.5%)、精神障害では「どこに相談したらいいかわからない」(27.2%)が最も高くなっています。

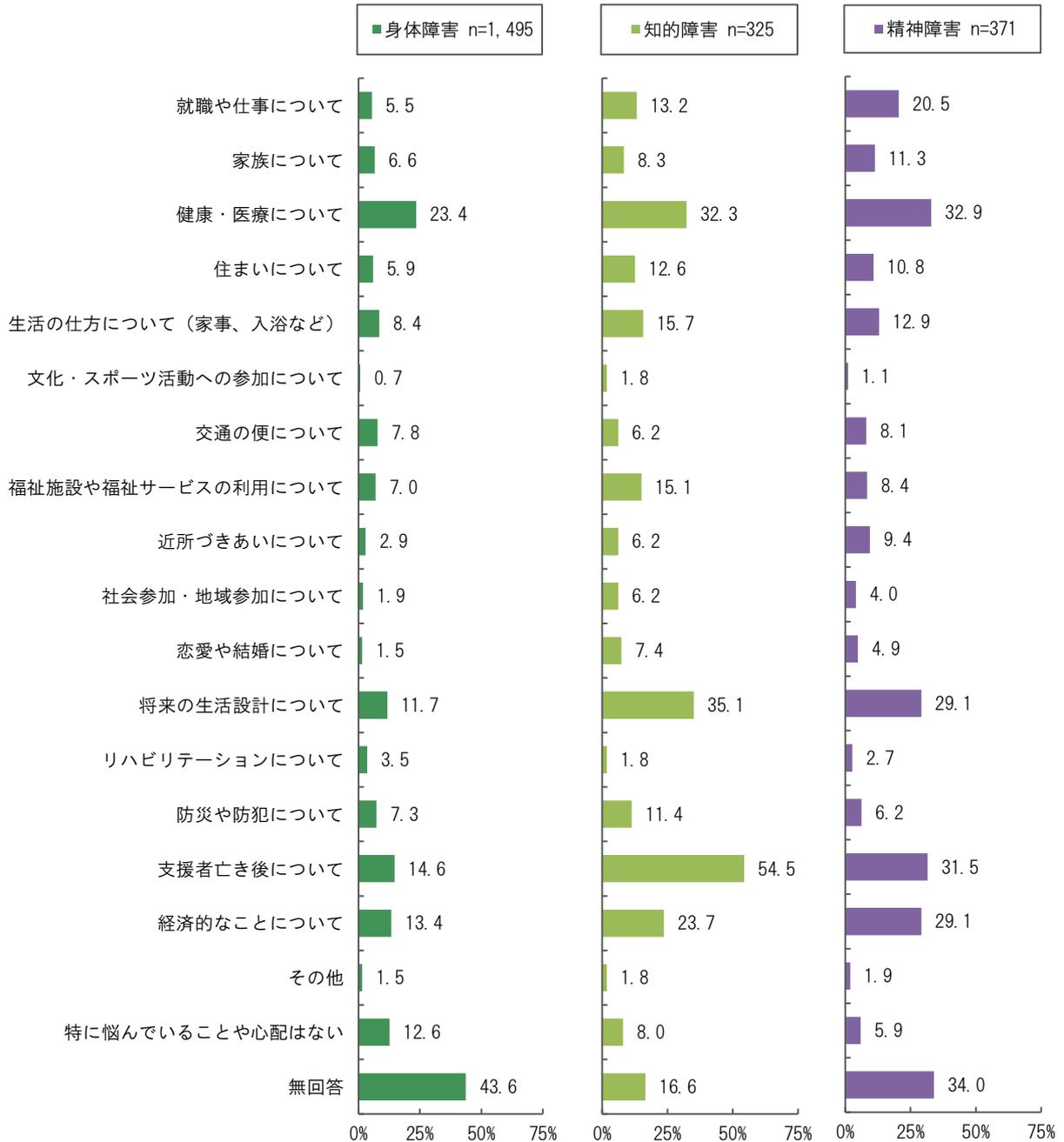
問 相談時に困ること（複数回答・障害種別）



④ 悩みごとや相談について【介助者・支援者】

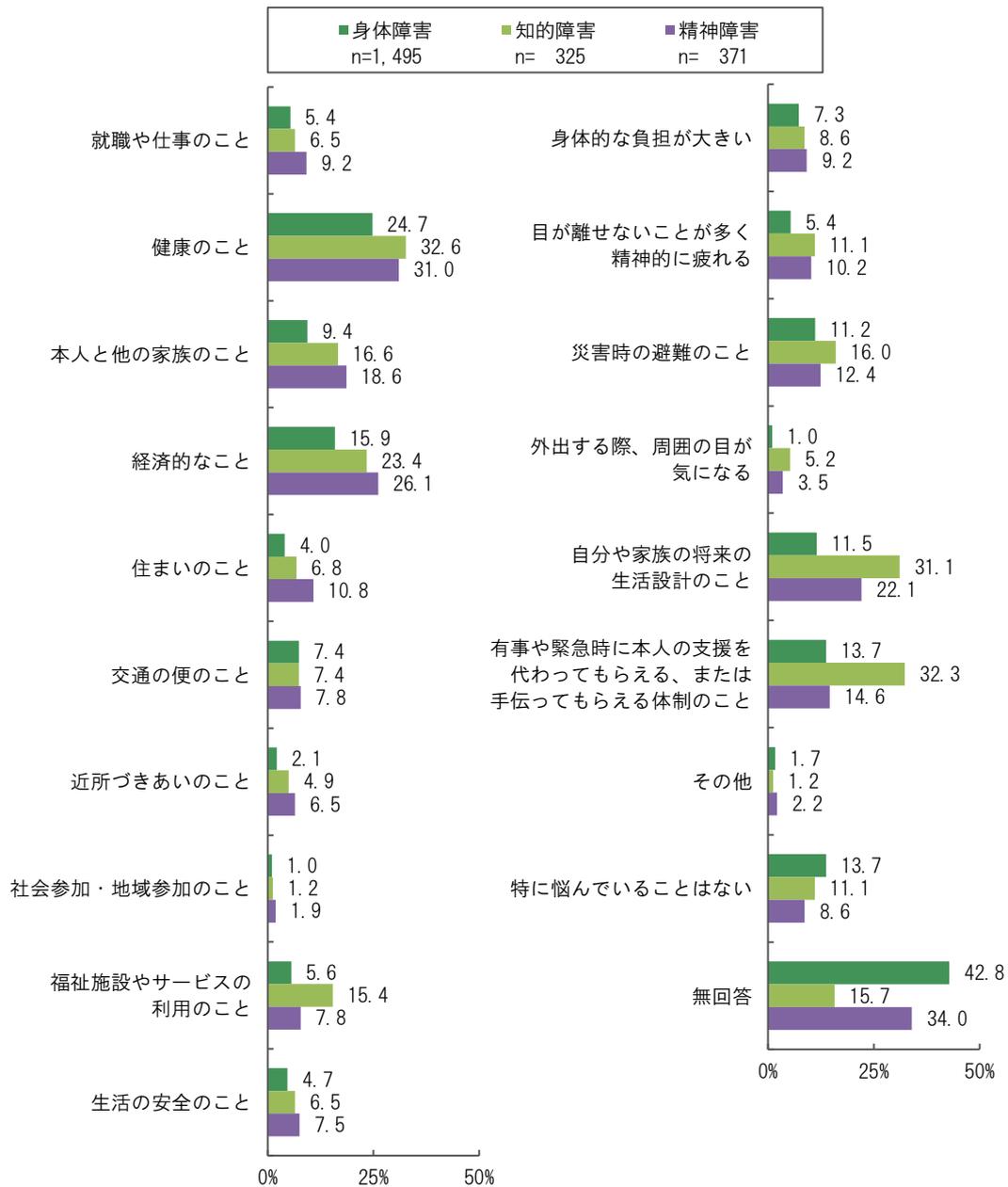
○ご本人のことで悩んでいること、心配に思うことを障害種別でみると、身体障害・精神障害では「健康・医療について」(23.4%、32.9%)、知的障害では「支援者亡き後について」(54.5%) が最も高くなっています。

問 ご本人のことで悩んでいること、心配に思うこと（複数回答）



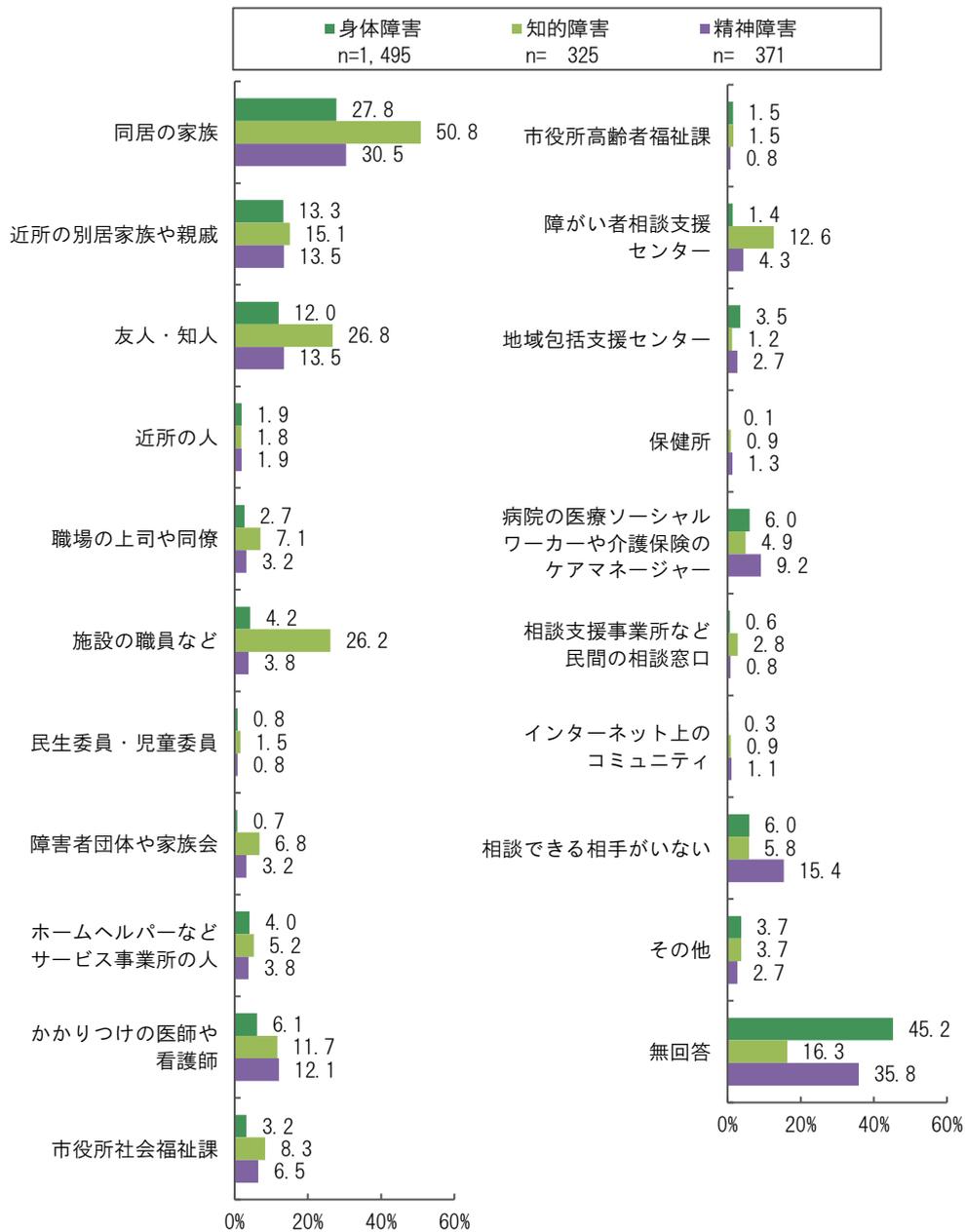
○介助者・支援者自身が悩んでいることを障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「健康のこと」(24.7%・32.6%・31.0%)が最も高くなっています。

問 主な介助者・支援者自身が悩んでいること（複数回答）



○介助者・支援者が悩みや困りごとを相談する先を障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「同居の家族」(27.8%・50.8%・30.5%)が最も高くなっています。一方、「相談できる相手がない」と回答した方は、身体障害で6.0%、知的障害で5.8%、精神障害で15.4%います。

問 悩みや困ったことの相談先（複数回答）

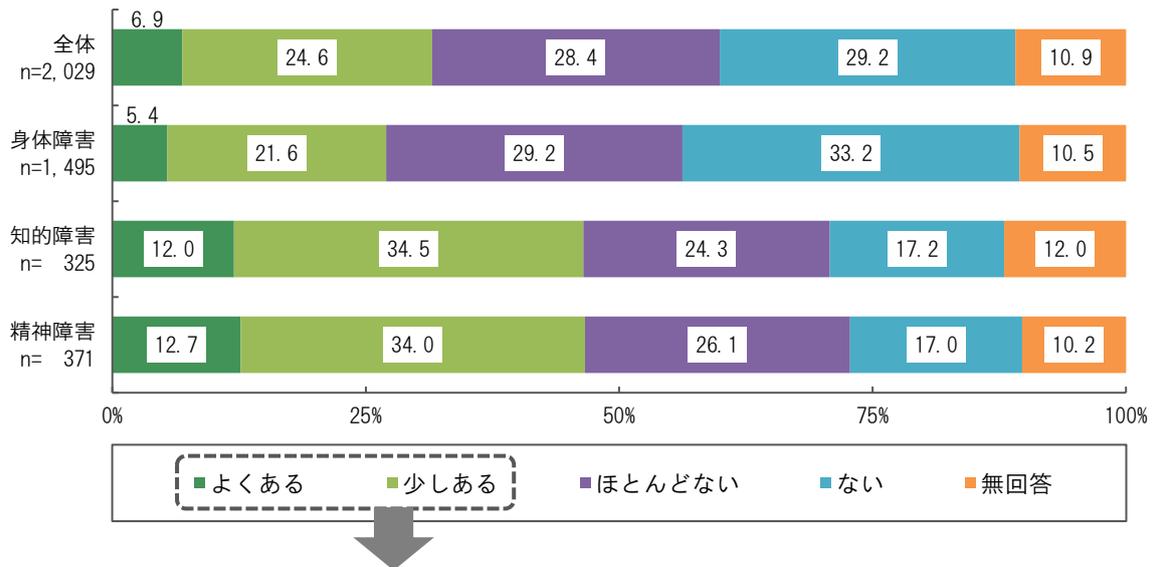


⑤ 権利擁護について

○障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをする(した)ことが「よくある」または「少しある」方は、31.5%となっています。

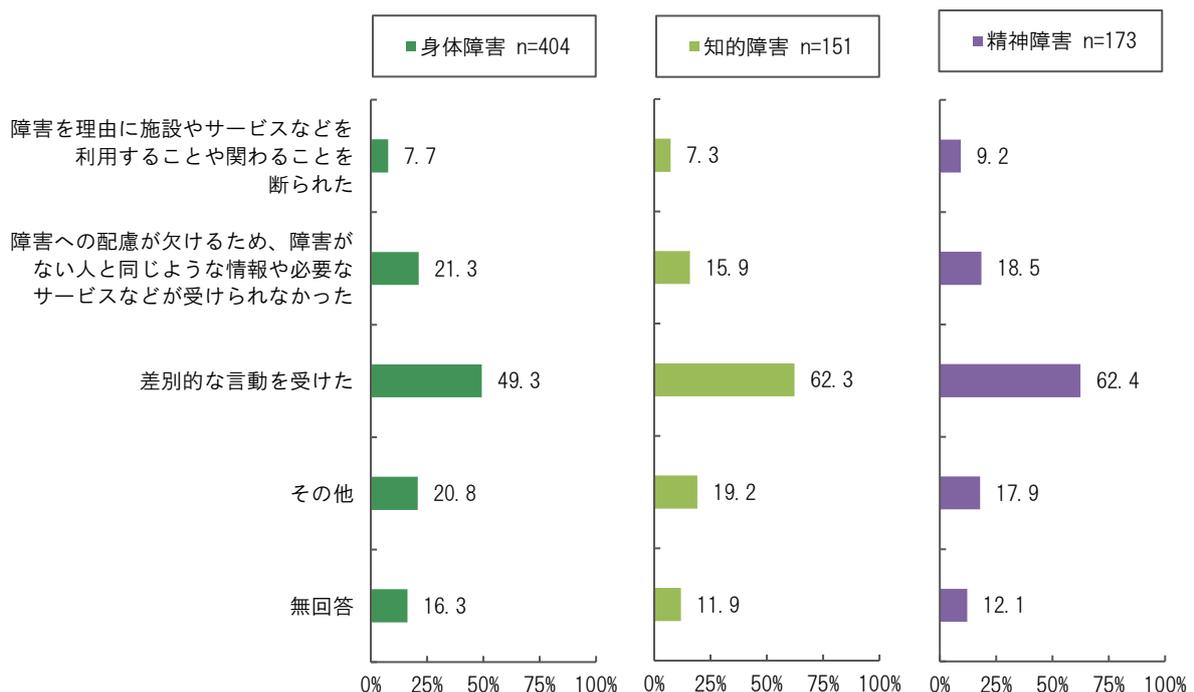
○障害種別でみると、「よくある」または「少しある」方は身体障害で27.0%、知的障害で46.5%、精神障害で46.7%となっています。

問 障害による差別の経験の有無（障害種別）



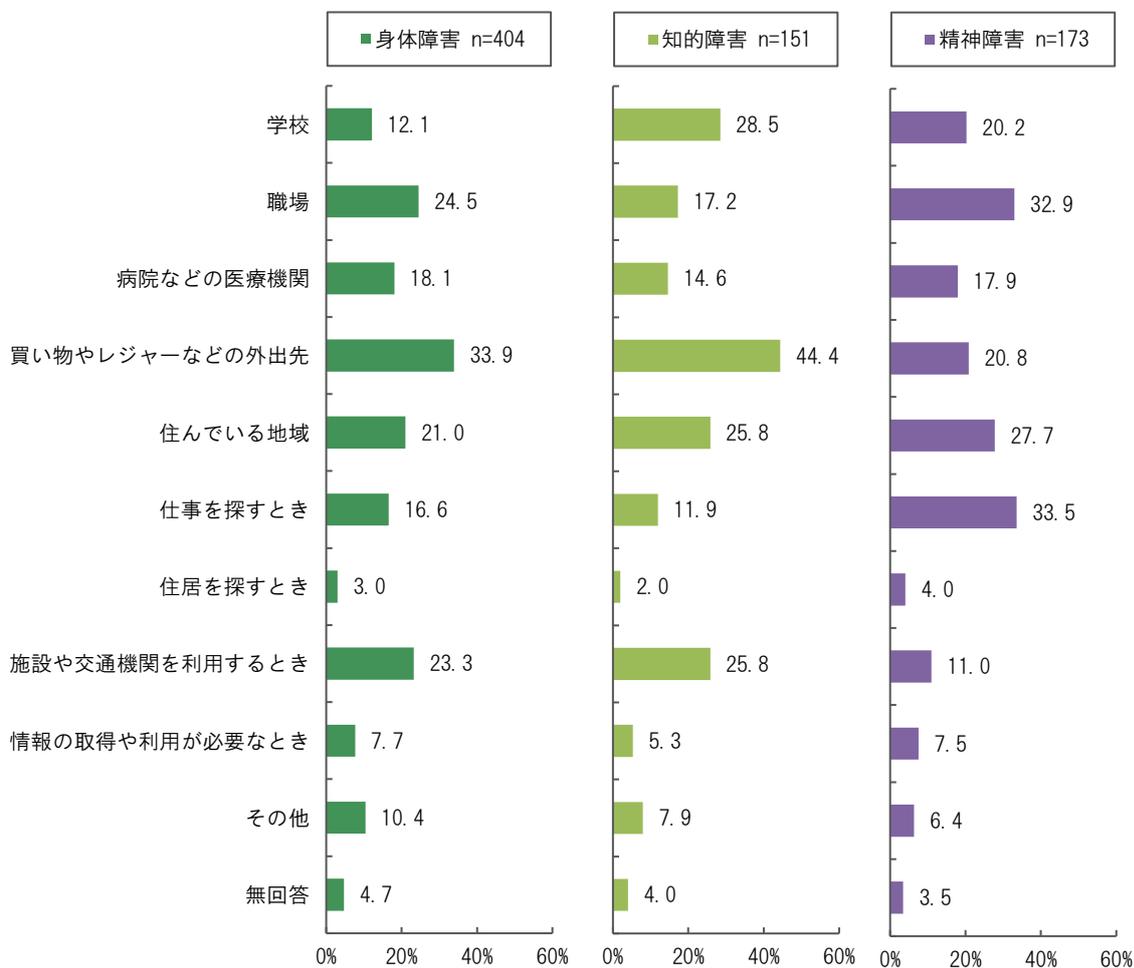
○差別を受けたり嫌な思いをした内容を障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「差別的な言動を受けた」(49.3%・62.3%・62.4%)が最も高くなっています。

問 差別等の内容（複数回答・障害種別）



○差別を受けたり嫌な思いをした場所や場面を障害種別でみると、身体障害・知的障害では「買い物やレジャーなどの外出先」(33.9%・44.4%)、精神障害では「仕事を探すとき」(33.5%) が最も高くなっています。

問 差別等を受けた場面（複数回答・障害種別）

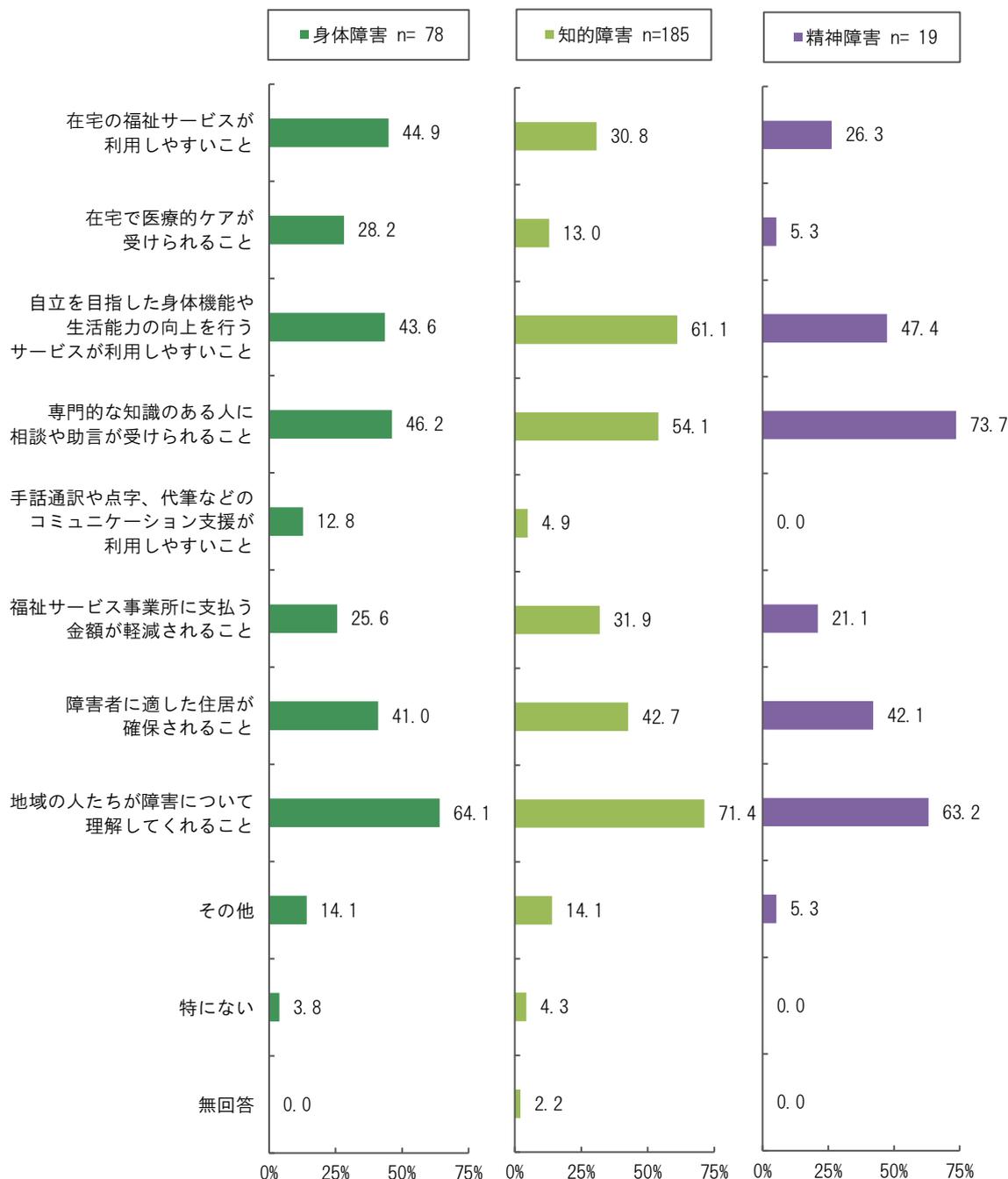


(4) 障害児施策に関するアンケート結果

① 地域での暮らしについて

○地域で生活するために必要なことを障害種別でみると、身体障害・知的障害では「地域の人たちが障害について理解してくれること」(64.1%・71.4%)、精神障害では「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」(73.7%) が最も高くなっています。

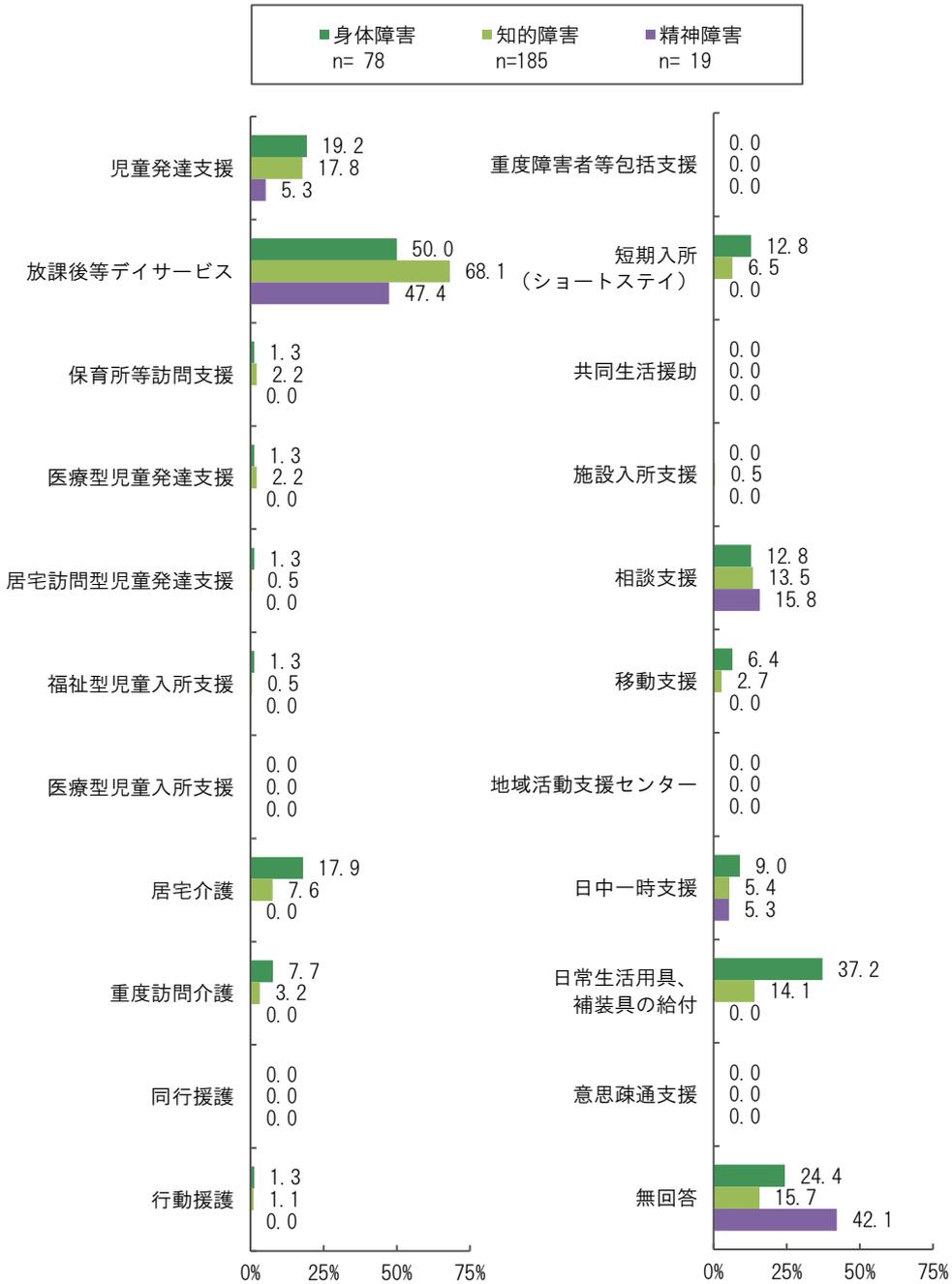
問 地域で生活をするために必要なこと (複数回答・障害種別)



② 障害福祉サービスなどの利用について

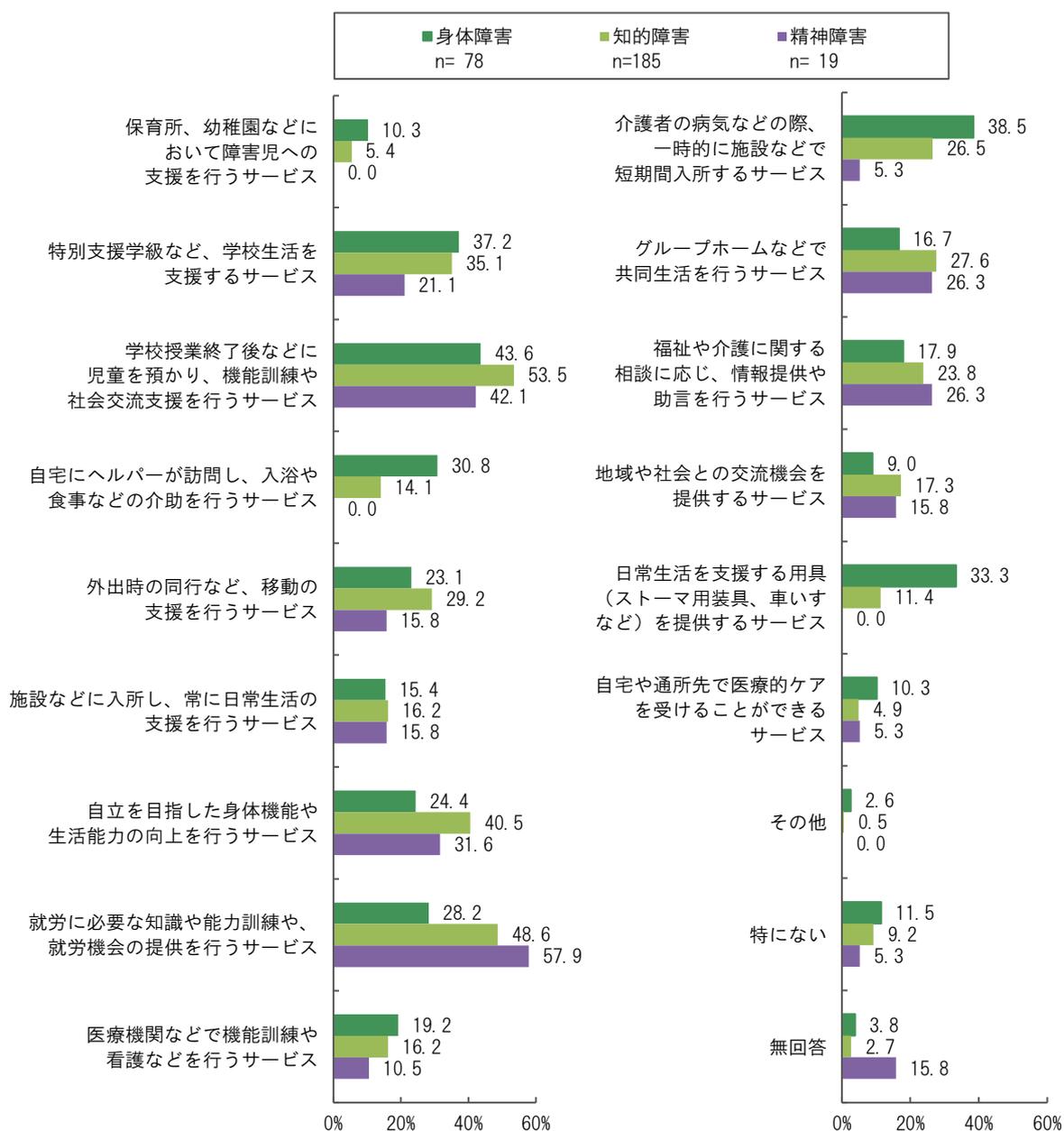
○障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「放課後等デイサービス」(50.0%・68.1%・47.4%)が最も高くなっています。

問 現在利用している障害福祉サービス(複数回答・経年比較・障害種別)



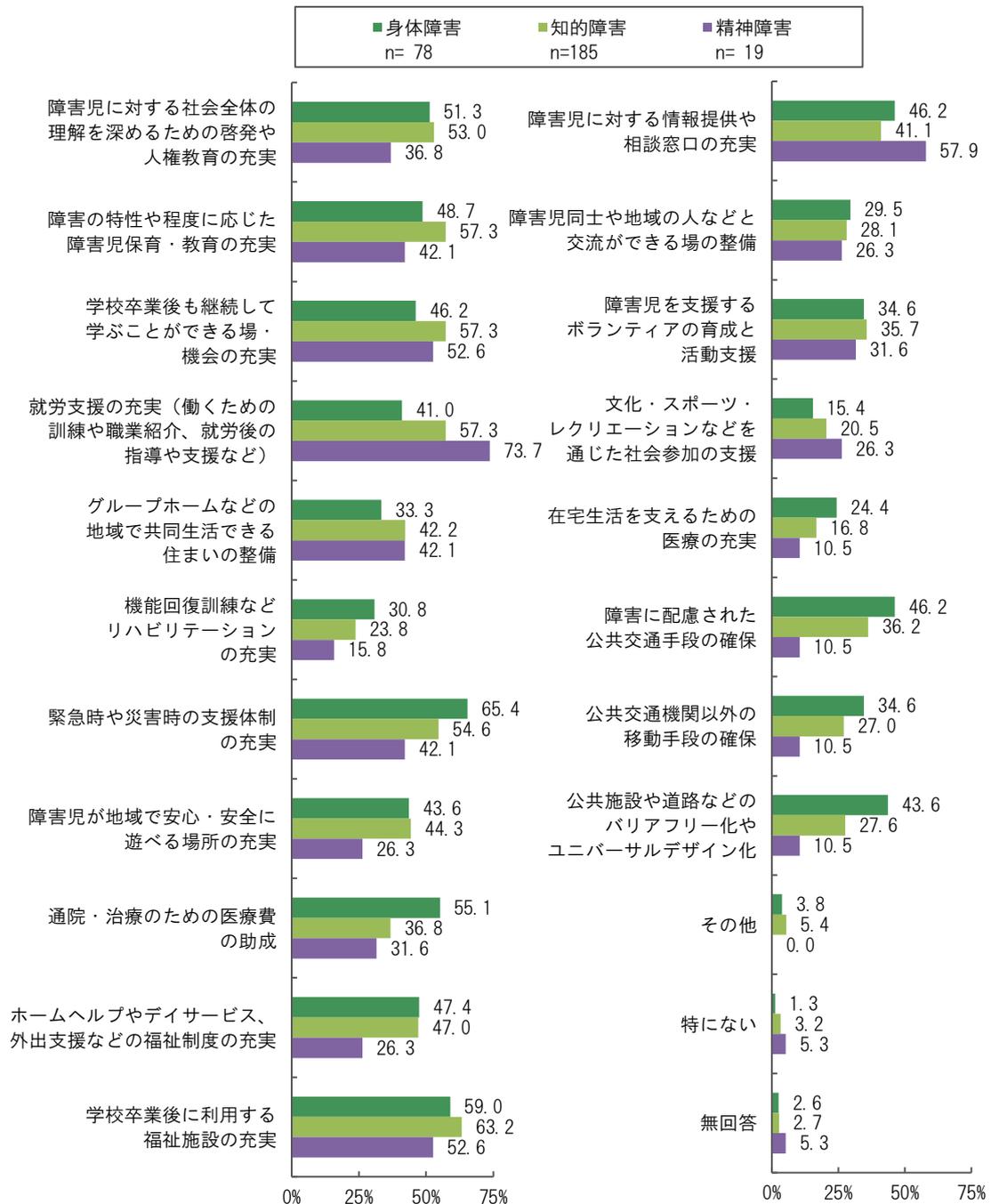
○今後利用したいサービスを障害種別で見ると、身体障害・知的障害では「学校授業終了後などに児童を預かり、機能訓練や社会交流支援を行うサービス」(43.6%・53.5%)、精神障害では「就労に必要な知識や能力訓練や、就労機会の提供を行うサービス」(57.9%)が最も高くなっています。

問 今後利用したいサービス (複数回答・障害種別)



○障害児支援として充実すべきことを障害種別でみると、身体障害では「緊急時や災害時の支援体制の充実」(65.4%)、知的障害では「学校卒業後に利用する福祉施設の充実」(63.2%)、精神障害では「就労支援の充実(働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など)」(73.7%)が最も高くなっています。

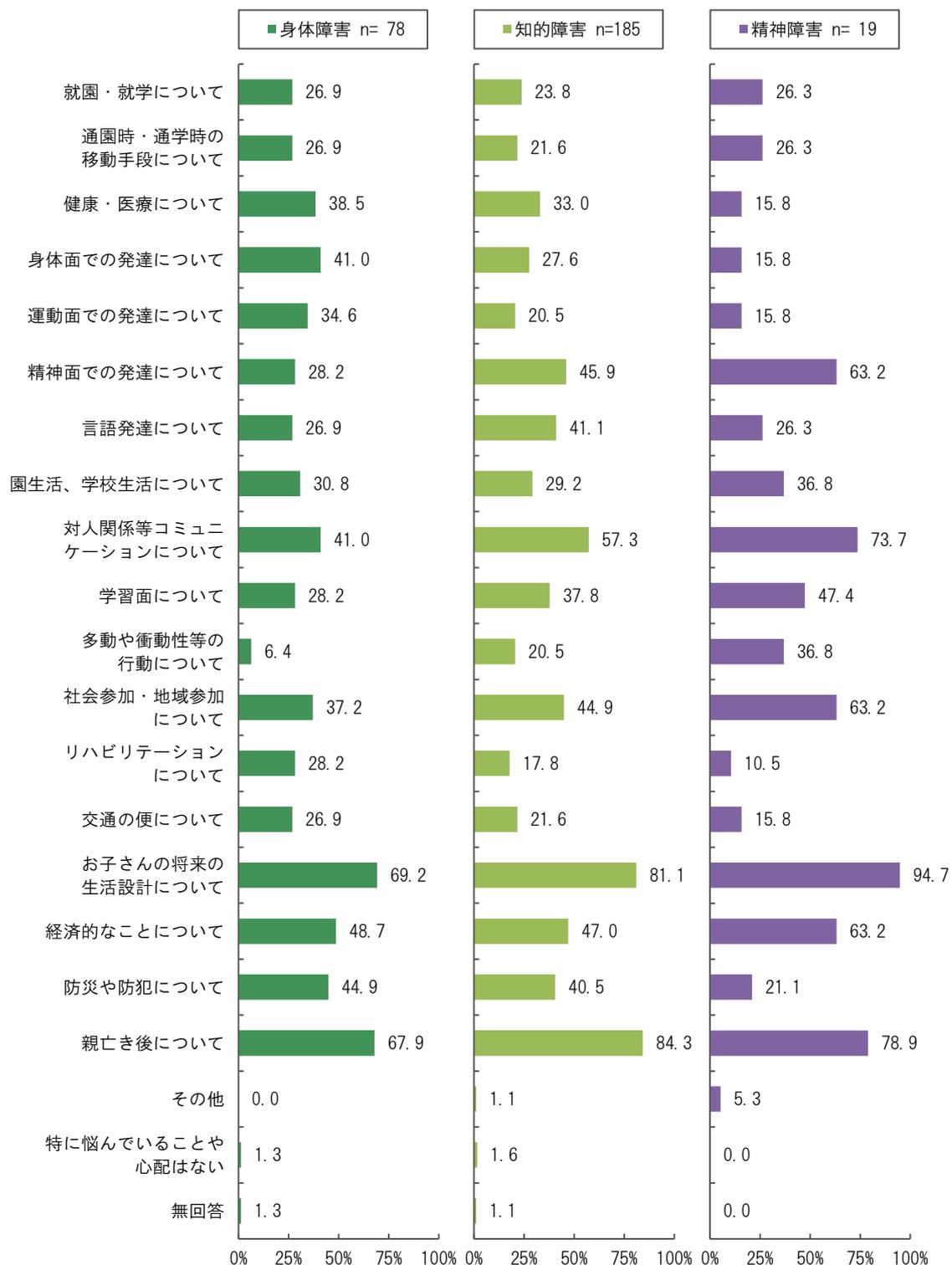
問 充実を望む障害児支援（複数回答・障害種別）



③ 悩みごとや相談について

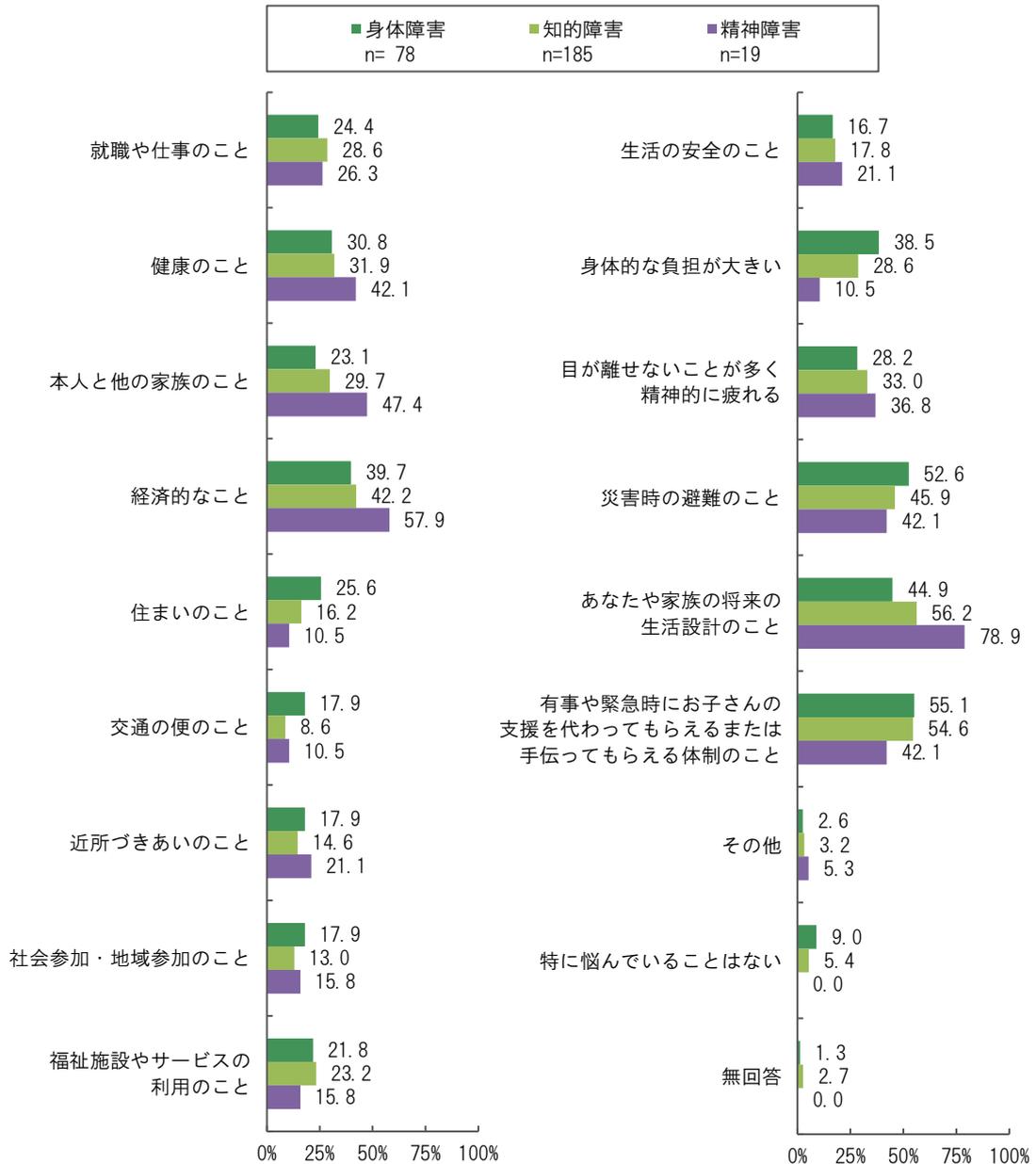
○悩んでいること・心配に思うことを障害種別でみると、身体障害・精神障害では「お子さんの将来の生活設計について」(69.2%・94.7%)、知的障害では「親亡き後について」(84.3%)が最も高くなっています。

問 お子さんのことで悩んでいることや心配に思うこと（複数回答・障害種別）



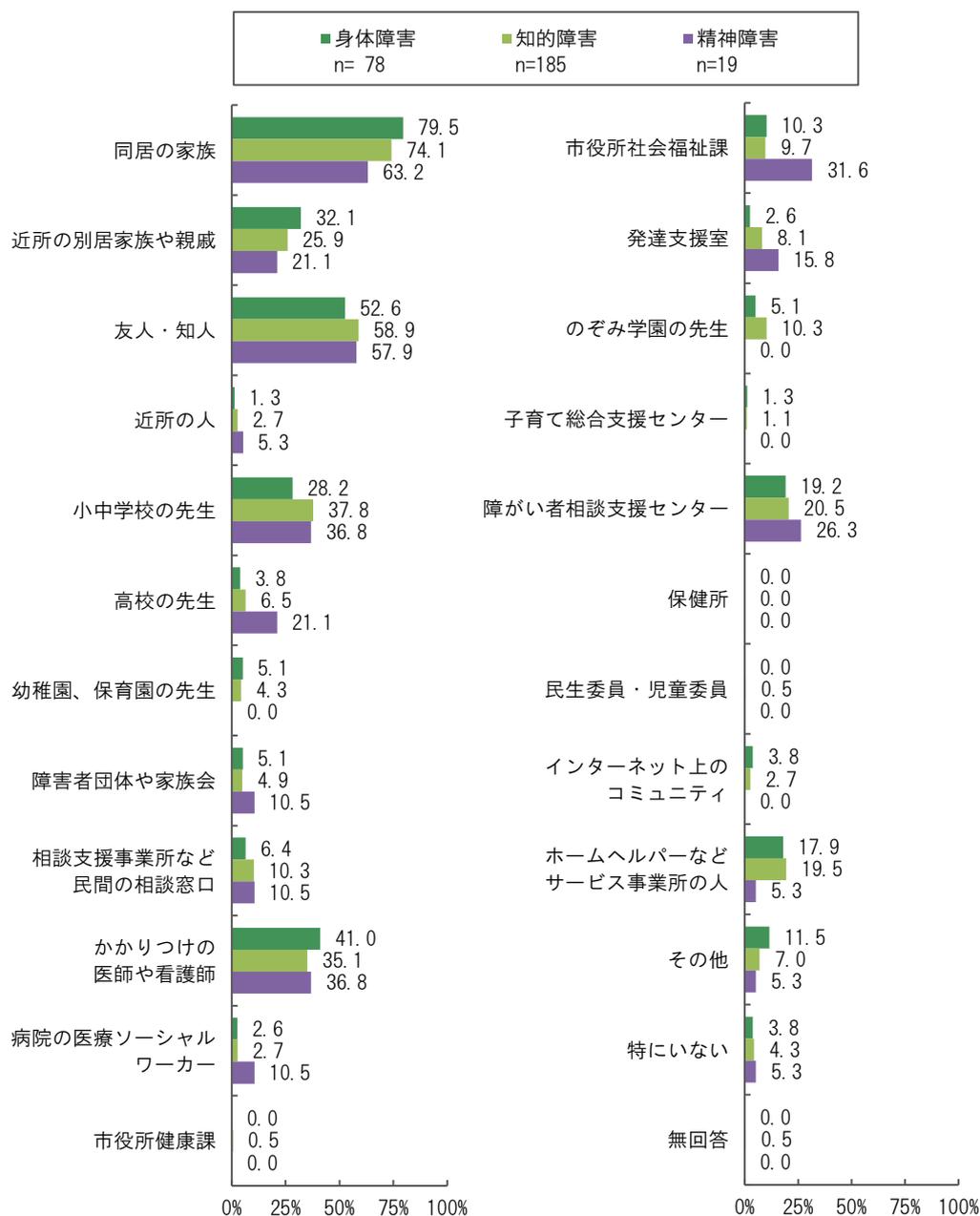
○回答者自身のことで悩んでいることを障害種別でみると、身体障害では「有事や緊急時にお子さんの支援を代わってもらえるまたは手伝ってもらえる体制のこと」(55.1%)、知的障害・精神障害では「あなたや家族の将来の生活設計のこと」(56.2%・78.9%)が最も高くなっています。

問 回答者自身のことで悩んでいること（複数回答・障害種別）



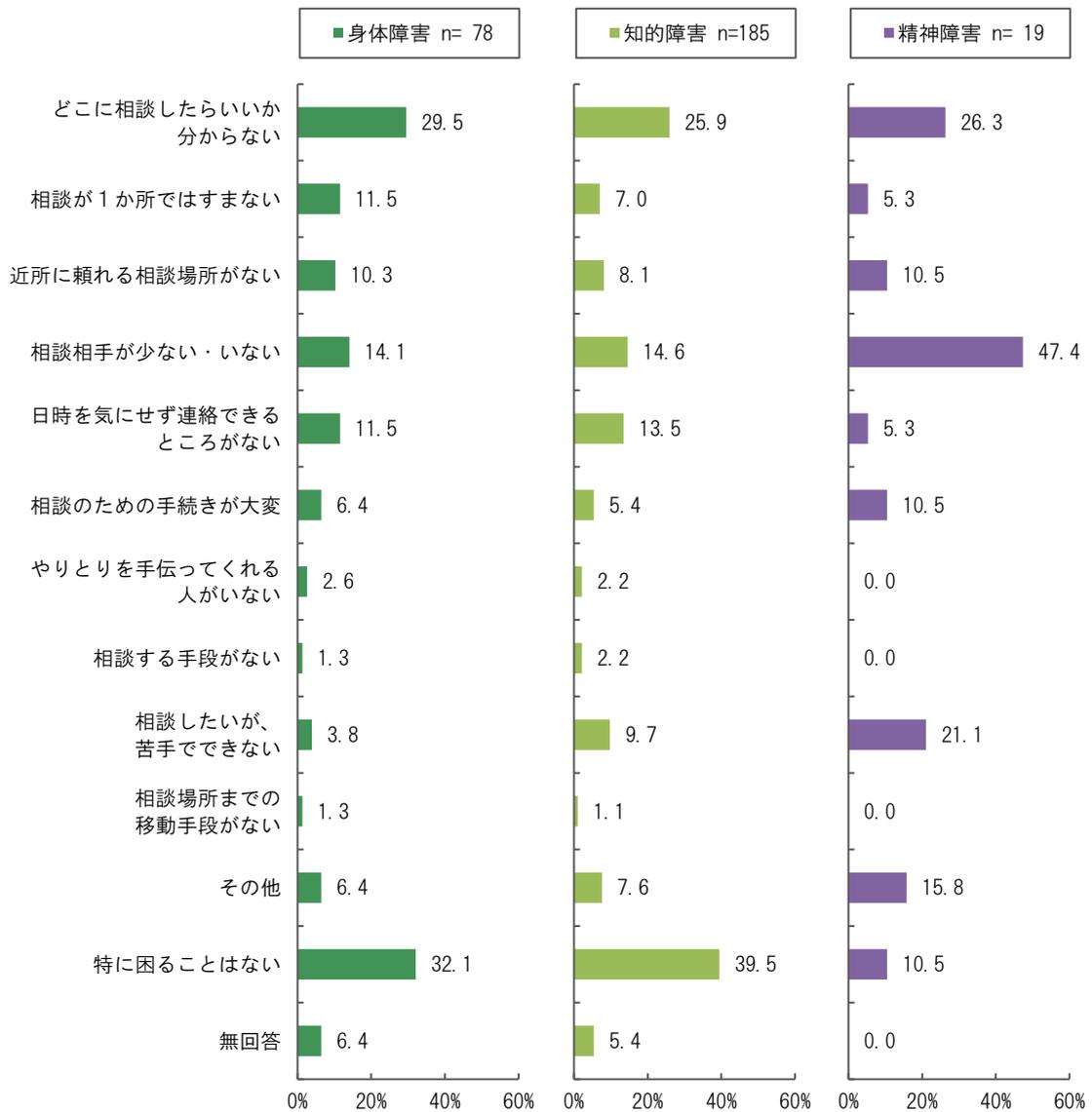
○普段、悩みや困りごとを相談する相手を障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「同居の家族」(79.5%・74.1%・63.2%)が最も高くなっています。一方、「特にいない」と答えた方は身体障害で3.8%、知的障害で4.3%、精神障害で5.3%となっています。

問 普段の相談相手（複数回答・障害種別）



○相談したい時に困ることを障害種別で見ると、身体障害・知的障害では「特に困ることはない」(32.1%・39.5%)、精神障害では「相談相手が少ない・いない」(47.4%)が最も高くなっています。

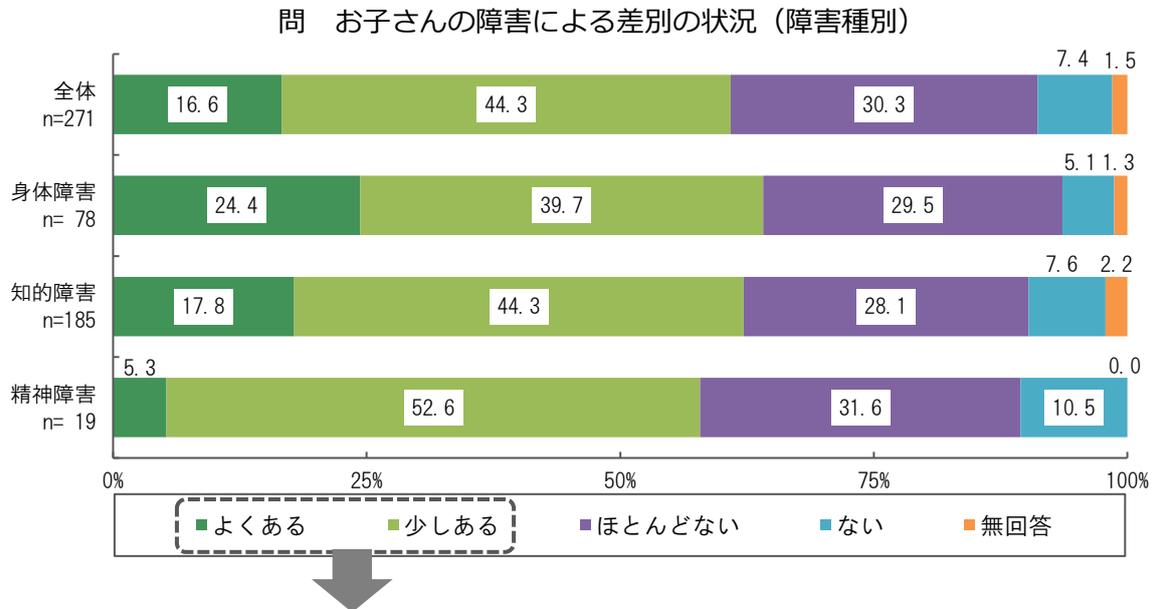
問 相談時に困ること（複数回答・障害種別）



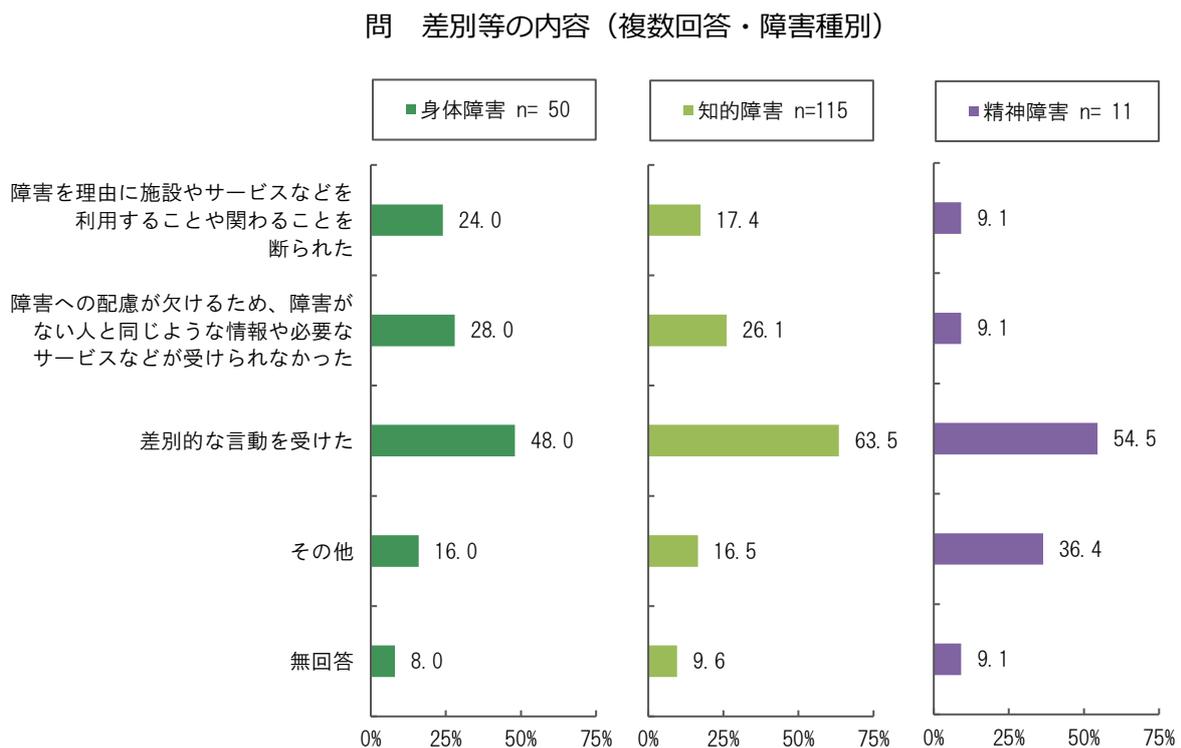
④ 権利擁護について

○お子さんに障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをする(した)ことが「よくある」または「少しある」方は、60.9%となっています。

○障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「よくある」「少しある」(64.1%・62.1%・57.9%) 方が多くなっています。

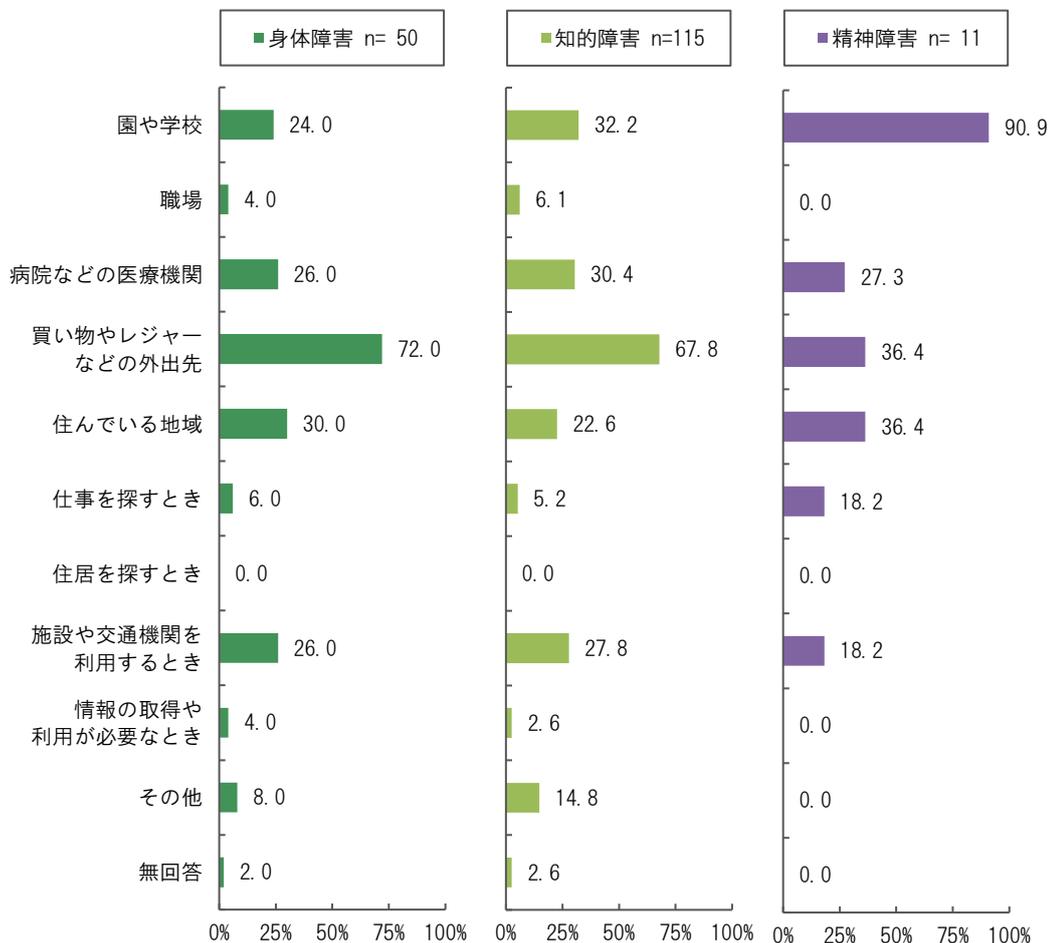


○差別を受けたり嫌な思いをした内容を障害種別でみると、身体障害・知的障害・精神障害のいずれにおいても「差別的な言動を受けた」(48.0%・63.5%・54.5%) が最も高くなっています。

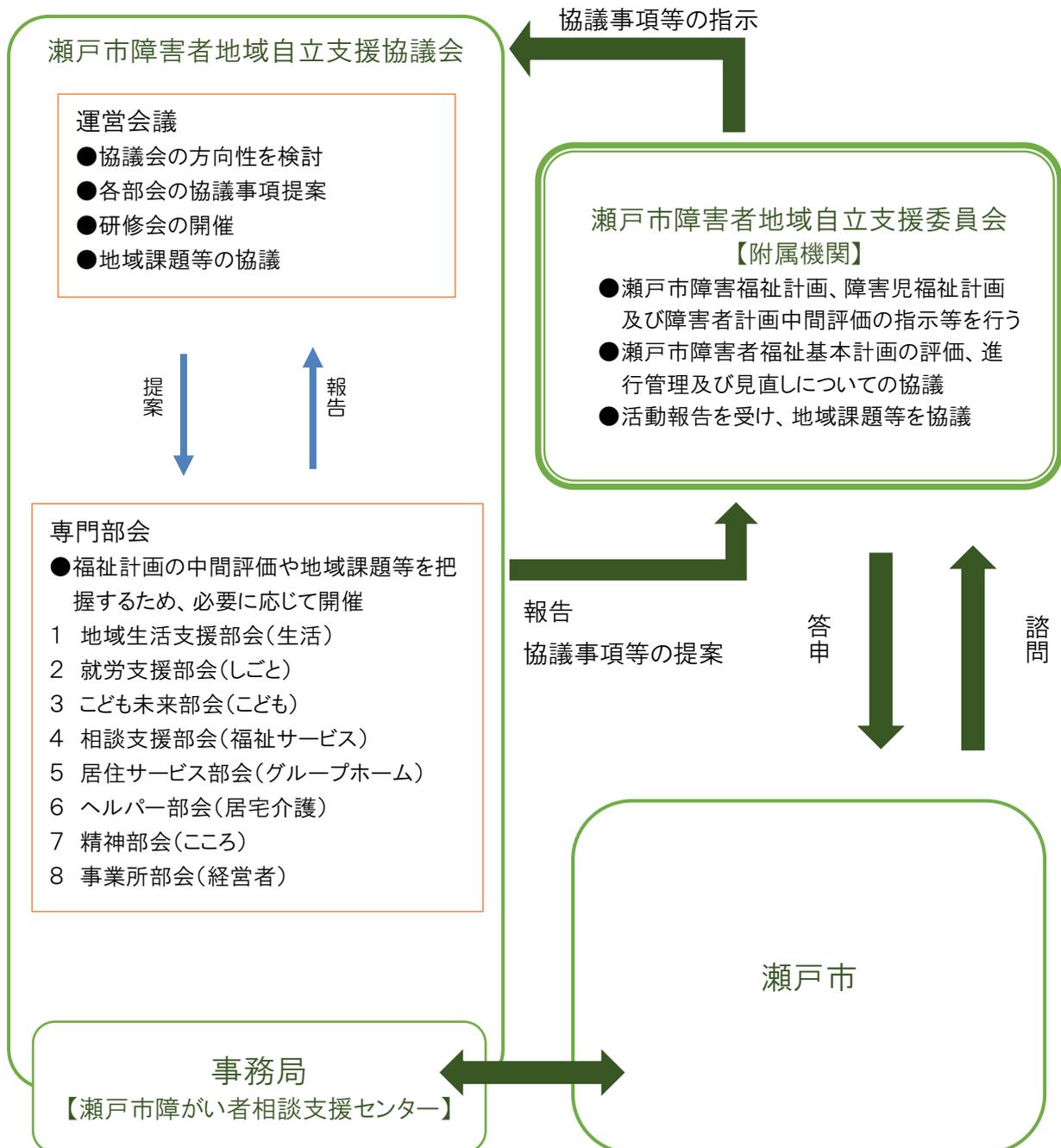


○障害種別でみると、身体障害・知的障害では「買い物やレジャーなどの外出先」(72.0%・67.8%)、精神障害では「園や学校」(90.9%)が最も高くなっています。

問 差別等を受けた場面（複数回答・障害種別）



2 瀬戸市障害者地域自立支援協議会



■ 瀬戸市障害者地域自立支援委員会 名簿

区分	氏名	所属名
障害者	中島 正二	
障害者・障害者団体の関係者	岩永 千弥子	瀬戸市身体障害者福祉協会
	井上 雄裕	シンセサイズ中部
障害者団体の関係者	尾関 亮三	瀬戸市手をつなぐ育成会
	池戸 智美	特定非営利活動法人ハッピーリング
保健、医療、療育、教育、雇用、地域福祉または権利擁護の関係者	西川 恵子	愛知県瀬戸保健所
	水野 大介	公立陶生病院
	中島 史恵	瀬戸市児童発達支援センター
	池田 有希	瀬戸市教育委員会
	陰山 雅史	瀬戸公共職業安定所
	松尾 俊明	尾張東部障がい者 就業・生活支援センターアクト
	加藤 美矢子	瀬戸市民生委員児童委員協議会
	伊里 みゆき	社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会
	住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター
障害者福祉事業に関し学識経験のある者	宇都宮 みのり	愛知県立大学

3 計画策定経過

■ 瀬戸市障害者地域自立支援委員会

会議名	開催日
第1回瀬戸市障害者地域自立支援委員会	令和2年10月5日(月)
第2回瀬戸市障害者地域自立支援委員会	令和2年12月22日(火)
第3回瀬戸市障害者地域自立支援委員会	令和3年3月2日(火)

■ 瀬戸市障害者地域自立支援協議会

会議名	開催日
こども未来部会	令和2年12月1日(火)
相談支援部会	令和2年12月2日(水)
就労支援部会	令和2年12月7日(月)
精神部会	令和2年12月7日(月)
居住支援部会	令和2年12月8日(火)

瀬戸市障害福祉計画（第6期）
瀬戸市障害児福祉計画（第2期）

発行所 瀬戸市 健康福祉部 社会福祉課
〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町 64 番地の1
連絡先 TEL：0561-88-2612
FAX：0561-88-2615
発行年月 令和3年3月
